

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p>○現地相談ステーション運営管理費の委託料の過大 (P15)</p> <p>現地相談ステーションの運営管理費のうち、事務管理員に関する経費等については、区では契約書や当該事務管理員に対する給与明細によって金額を確認している。</p> <p>このうち事務管理員については、年間3,360千円発生するとして平成28年度に契約しているが実際発生額は1,288千円であり、委託業者からも2,072千円の差異が生じているとの報告を受けている。これについて、本来は当該業務内訳の一部変更について、双方で契約変更の協議をするべきところ、委託事業者の報告により仕様書に基づいた業務の中で調整が可能であったため、費用の減額分を仕様書及び内訳書に基づいた業務の範疇で追加指示し、契約額を変更することなく履行を確認し、支払いを行っている。</p> <p>しかしながら、平成27年度より現地相談ステーションの常駐職員である事務管理員が正規職員からアルバイト職員に変更になっているため、区は平成28年度の委託契約の締結にあたり、事務管理員の単価については、実態に即して当該アルバイト職員の12か月の平均給与をもとに契約額を算定する必要がある。</p> <p>このため、区は今後委託契約の締結にあたっては、直接費の額が実態に合っているかどうかを確かめる必要がある。</p>	<p>28年度の契約額と支払額に差異が生じた原因は、準備契約時に、委託先が現地相談ステーションの事務管理員を、アルバイト職員から派遣社員に変更する可能性があったため派遣社員の給与相当分で契約したことによる。</p> <p>今後は、事務管理員の業務内容を明確にしたうえで被雇用者を確定させ、次年度の契約をする。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備課】</p>
意見2	<p>○専門家による個別相談会の開催 (P15)</p> <p>不燃化相談ステーションでは、毎月2回予約制で土地家屋等の専門家が個別の相談に応じる相談会を開催している。相談会では弁護士・税理士・建築士・司法書士・土地家屋調査士のうち3名が出席しており、相談日に不燃化相談ステーションで待機している。しかしながら24回の相談会のうち相談者があったのは4名のみであった。20回は13時から17時まで4時間の間、これらの専門家は何もせずに待機するだけとなり、これに対して区は謝金を支払っている。</p> <p>なお、現地相談ステーションでは、技術員の常駐を取りやめて相談の受付のみを行い、相談員は相談統括スタッフに引き継いで相談者があるときにのみ現地相談ステーションに出向き相談を受ける方法に変更している。よって、専門家による個別相談についても同様の方法を採用するか、相談会の回数を減らす等により、効率的に相談会を開催することが望まれる。</p>	<p>専門家による相談会は、事前に開催日を決めて住民に周知する予約制であるが、当日のかけこみ相談にも柔軟に対応できるよう、時間内は専門家に待機をお願いしていた。専門家を拘束するため、報償費は発生する。</p> <p>今後は、専門家派遣について次のとおり効率的・効果的な運用を行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談者からの希望(日時・内容)に応じて専門家による相談会を開催する方法に変更。 2 相談範囲を建替えに限定せず、商店街改善や空き家対策などにも対応し、戸別訪問型の派遣を実施していく。 <p style="text-align: right;">【地域整備課】</p>
意見3	<p>○不燃領域率達成のための一層の努力の必要性 (P16)</p> <p>不燃化領域率の平成28年度の当初目標は58.8%であるが、実績は56.8%であるから2%の乖離がある。また当初、平成32年度末時点での不燃領域率の目標を70%としていたが、現状では59.8%になる見込みであり、不燃領域率70%程度を達成するのは平成39年度末になる見通しとのことである。</p> <p>区は、延焼による焼失率を0%にするためには不燃領域率70%にする必要があること、それに対する現状は56.8%にすぎず、目標には程遠いことを地域住民に知らしめ、不燃領域率の改善に向けて一層の努力をする必要がある。</p>	<p>不燃領域率の目標達成のため、次の取組を行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃化特区制度の終了期限(33.3.31)を、地区内で発行しているまちづくりニュース等で改めて周知し、更なる除却・建替え促進への働きかけ及び空き家所有者等への働きかけによる除却の促進。 2 地区内の道路・広場公園等の基盤整備を検討・実施すると同時に、URの自主事業(エリア買い・従前居住者住宅建設等)を活用した地区内の環境改善。 <p style="text-align: right;">【地域整備課】</p>
意見4	<p>○水防対策作業委託における条件の明確化 (P17)</p> <p>水防対策作業委託契約について、区は「江東造園業災害防止連絡会」及び「江東建設業協会」に対し事業者の推薦依頼を行い、推薦を受けた全ての事業者と特命随意契約を締結している。平成28年度に区が契約を締結した事業者は32社であり、そのうち実際に業務を依頼した事業者は9社である。</p> <p>このように多くの事業者と契約を締結する理由としては、当該委託業務は水防対策事業に従事する業務であることから、夜間や休日に業務を依頼することが多く、事業者から、体制が整っていない等の理由で断られることが多いためという。</p> <p>当該契約にあたり、業者推薦書においては、業務の特殊性から、契約の相手方は夜間及び休日にも迅速に対応かつ作業が可能なが必須であるとしている。一方で、区が江東造園業災害防止連絡会及び江東建設業協会に事業者の推薦を依頼するにあたっては、対象地域と期間のみを定めている。</p> <p>区は、事業者の推薦を依頼するにあたっては、その条件として、夜間及び休日にも迅速に対応可能であることなどを明確にする必要がある。</p>	<p>協力会社の推薦を依頼する時に、具体的な作業内容等を明示することとする。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
意見5	<p>○地域気象情報提供業務の委託料の適正性の審査 (P18)</p> <p>区では従来、株式会社ウェザーニューズと地域気象情報提供業務委託に係る特命随意契約を締結しているが、当該委託契約の契約金額は毎年事業者から入手した見積書をそのまま使用しており、平成21年より変更されていない。区は、委託業者の見積書が適切かどうか、他の事業者から見積もりを取る等により審査をする必要がある。</p>	<p>見積り金額を精査するため、他の事業者から見積書を取ることを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見6	<p>○資材管理表による正確な記帳と定期的な棚卸し（P18）</p> <p>区では、全ての水防倉庫について平成28年11月に初めて実地棚卸を実施して以来、その結果に基づいて品目ごとに資材管理表を作成して入出庫を管理している。しかし、土のう袋の入出庫の記録を通査したところ、受入数量から払出数量を控除した残量の計算式に誤りがあり、残量が正確に計算されていない期間があった。区は、資材管理表の作成にあたっては、規則的かつ正確な計算がなされていることを確かめる必要がある。</p> <p>なお、後日区が調査したところ、当初保管場所順に帳簿を作成していた資材管理表を改めて日付順に並べ直したところ、表計算式にズレが生じたことが原因であり、受入数量と払出数量に誤りはないことが判明した。平成29年12月14日現在資材管理表は適正にされている。</p>	<p>水防倉庫については、今後も5年に1回程度の定期的な棚卸を実施し、適正な数量管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
意見7	<p>○参加者人数の測定やアンケート調査等を通じたPDCAサイクルの確立（P20）</p> <p>防災訓練について、限られた費用や時間、施設の中で、その効果を最大化するためにPDCAサイクルを確立する必要がある。防災訓練の効果としてはより多くの区民が参加すること、参加者の防災意識が向上することなどがあげられるが、訓練の参加人数の把握や参加者に対するアンケート調査等は行われていなかった。よって、参加人数を把握し、参加者の防災意識の向上や次年度以降の訓練方法の改善のため、参加者に対するアンケート調査等を実施することが必要である。</p> <p>アンケートを取ることで参加意識や当事者意識の向上を図る効果も期待でき、アンケート調査の実施と調査結果の検討や、それをもとにした次年度への反映により、防災訓練へのPDCAサイクルを積み上げることができる。</p> <p>なお、視察した水神小学校ではアンケートが行われていなかったものの、木場公園の防災訓練では関係機関を対象に、また平成29年度においては第二南砂中学校の防災訓練で災害協力隊を対象にアンケートが実施された。今後、より対象を広げたさらなるPDCAサイクルの進化が求められる。</p>	<p>現在、参加人数については、麺類協同組合による炊出し数やスタンプラリーの台紙数等で概ね実態を把握しているところである。その上で今後の防災訓練においては、参加者は災害協力隊ごとに一時集合場所に集合し拠点避難所に避難して行くため、隊ごとに点呼を取り訓練本部に報告してもらうことで参加人数を把握していく。このように、一度に多数の人が集まり人員の確認をすることは、災害時の対応にも活かすことができるため、避難訓練の一環として防災訓練にも取り入れていく。</p> <p>アンケートについては、その結果をPDCAサイクルに反映させ、地域にとってより一層効果的な訓練になるよう改善を図っていく。アンケートの方法や対象については、実行委員会を通じて協議、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見8	<p>○防災訓練におけるミサイル等に対する対応（P21）</p> <p>水神小学校での防災訓練は平成29年9月3日に実施されたが、8月26日に北朝鮮からミサイルまたはロケットが複数発射され、8月29日には弾道ミサイルが発射され、国内でJアラートが使用されるなどの事案が発生した。</p> <p>しかし、地域防災訓練は、防災課が企画し、主として地震等自然災害を中心とするもので、ミサイルやJアラートなどに関連しては、啓発チラシの配布はおこなっていたものの、具体的な言及はなかった。テロやミサイルへの対応は、危機管理課の所管であるが、自然災害同様に区民の安全・安心を脅かすものであることには変わらない。</p> <p>事前準備もあることから防災訓練プログラムの大きな変更は難しいが、例えばミサイルに対する区民の関心や危機意識が強い時期であることを踏まえ、臨機応変な対応も検討できるのではないかと考える。</p>	<p>水神小学校の次の訓練から、時勢にあわせた内容にして実施改善済みである。</p> <p>具体的な取組内容としては、水神小の実施内容に加え、下記を追加実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●11/5深川三中：11/14実施のJアラート訓練及び複数手段での情報取得方法を周知する案内配布とパネル展示。 ●11/19第二南砂中：国民保護サイレンの試聴を実施。 <p>今後も、できる限り時勢や開催場所にあわせた内容となるよう、継続して取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課・危機管理課】</p>
意見9	<p>○近隣地区への広報（P21）</p> <p>地域防災訓練が実施された水神小学校の住所は亀戸5丁目であるが、亀戸4丁目寄りの地点に位置している。しかし、今回の防災訓練において、亀戸5丁目町会の掲示板には水神小学校での防災訓練の案内が掲示されていたものの、水神小学校からわずか200メートル程度のところにある亀戸4丁目町会の掲示板には掲示がなく、亀戸4丁目町会は防災訓練に参加してはなかった。</p> <p>地域防災訓練は年に4か所の実施であることから、近隣で数年以内に地域防災訓練が実施される可能性は高くない。そこで、地域防災訓練の実施にあたっては、近隣地区の町内会や自治会に対しても地域防災訓練の周知と参加の呼びかけを行う等、より積極的な広報を行うことが求められる。</p>	<p>平成30年度の防災訓練では、拠点避難所に関する災害協力隊が属する町会や自治会だけでなく、近隣の町会や自治会、学校に対して参加協力を依頼している。また、広報用のポスターやチラシについても、近隣の町会や自治会及び学校に対し広く配布し、多くの訓練参加者を呼び込むよう改善を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見10	<p>○一般参加者を意識した広報（P22）</p> <p>地域防災訓練の広報は当初から参加を予定している災害協力隊等の関係者よりも、訓練の開催を知らない人や参加を迷っている人を対象に行うことで効果が高くなるため、このような人々を意識した広報を行う必要がある。</p> <p>防災訓練は区民まつり等の企画とは異なり一般区民には敷居が高いイメージがあるが、一般参加者向けの起震車等の各種体験、試食や記念品として防災用品等の配布を前面に押し出すことにより、災害に対する啓発と一般参加者の増加の効果が期待できると考える。</p>	<p>広報用ポスター及びチラシについては、構成内容を見直していく。拠点避難所を運営する災害協力隊に対する内容及び地域住民が防災訓練に関心を持てるような内容とし、防災訓練開催の周知と一般参加者の増加を期待できるものとなるよう表現を工夫していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見11	<p>○適切な数量見積もりと大きな差異が生じた場合の原因分析の必要性（P23）</p> <p>防災訓練における複数単価契約においては、数量が予定と実際で大きく違った場合、支払額にも大きな変動が生じ、予算統制に問題が生じるためより実績に応じた適切な数量の見積もりが行われる必要がある。</p> <p>防災訓練においては、多くの物品を使用するが、それぞれについて数量を見積ることとなる。長年にわたり行われていることからその数量が予定と実際とで非常に大きく異なることはあまりないはずである。しかし、本契約においては予定数量と実際の使用数量に大幅な乖離が生じている項目が複数項目見受けられる。</p> <p>このような大きな違いが生じる理由として、仕様書の予定数量自体の妥当性に問題がある可能性がある。しかも事業者は予定数量に基づいて総価を示したうえで入札を行うため、結果的に入札結果にも大きな影響を及ぼす。</p> <p>区は、仕様書の作成にあたっては、前年度の実績等を考慮しながら正確な見積もりを行う必要がある。また、結果として数量の設定が予定と実際とで大きく乖離した場合には、予定数量に問題がなかったかについての原因分析や再発の防止に向けた対策を講じる必要がある。</p>	<p>仕様書の作成にあたっては、予定数量と実際の使用数量に大きな乖離が生じないよう過去の実績を考慮し予定数量を算出する。平成29年度の使用数量についてもすでに予定数量と実績数を精査し発注しているが、今後も仕様書の分析をおこない使用数量を適切に算出していく。</p>
指摘1	<p>○仕様書における仕様の明確化の必要性（P23）</p> <p>総合防災訓練会場設営等業務委託において、訓練会場の設営等については、68種類の品目による単価契約を締結している。しかし、防災訓練における使用品目の中には、仕様書において、品目と数量のみを定め、求められている品質等の仕様を明確にしていないものがあり、そのため事業者の提示する予定単価が大きく乖離する事例があった。</p> <p>例えば、「倒壊家屋」は、業者によって価格が多岐にわたっており、平成27年度の入札では10万円から115万円と11倍もの差異が生じていた。仕様書において品質や仕様を詳細に定めていけば、このような乖離は生じないと考えられる。</p> <p>これに関連して他の自治体の事例を参照してみると、京都市では防災訓練で使用する倒壊家屋については、大きさや強度等の仕様について図を用いて詳細に示している。</p> <p>同じ仕様で価格が違う場合には価格競争が意味を持つが、業者によって異なる仕様が想定されていたとすれば、価格競争は適切に機能しないため、仕様書により詳細な仕様を示す必要がある。また、仕様書の記述が明確でない場合は業者にとっての理解が多様となるため、前年度に落札した業者は当該業務に関する情報を他業者よりも多く有することになり、結果的に有利となる可能性がある。</p> <p>公正な価格競争を実現するためにも、仕様書における仕様の明確化が不可欠である。</p>	<p>倒壊家屋の仕様書については、品質等の仕様を明確にし業者間で入札時の単価に大きな差異が生じないように改善する。また、希望があれば、前年度の設営状況の写真等のDVDの閲覧を可能とする。</p>
指摘2	<p>○防災訓練会場設営等業務委託について総価方式による必要性（P24）</p> <p>本業務委託に関しては、複数単価契約ではなく、総価契約など、他の契約方式を検討する必要がある。</p> <p>防災訓練会場設営事業においては、設営事業全体を監督する監督者や入札等の契約を管理する間接コストが不可欠である。しかし、仕様書の明細内訳書を見ると、人件費としては、警備員や設営・撤去作業員以外は計上されておらず、業務遂行に不可欠な監督者の人件費が計上されておらず、仕様書にも監督者に関する記述はない。このため業者は、仕様書に記載されていない間接コストを回収できるように68品目の単価を調整することになるため、業者ごとに推定総価ではさほど差が無いにもかかわらず個別の単価では大きく差が出る事態が生じうる。そして、実際本件でも「指摘事項1」に示したとおり、業者ごとに単価で大きな差異が存在する。このような状況の下で、各項目の単価をもとに契約することの妥当性には、疑問が生じる。</p> <p>区では、防災訓練の設営事業の他に洗濯委託や職員貸与制服の供給や調製等の業務委託において複数単価契約を行っている。しかし、これらは防災訓練事業とは費用の発生形態が大きく異なる。洗濯や制服の価格は数量に応じて比例的に増加し、また使用数量の確認は容易である。また発注数を決定するのは区であり、数量において裁量が働く余地は少ない。</p> <p>これに対して、防災訓練の設営は、全体が一体となって行われるものであり、そのうち一部の項目の数量が減少してもそれに応じて費用が下がるとは考えにくい。また、防災訓練の個々の項目の使用量には裁量が働く余地が大きく、またすぐに撤収するため、項目の多くは区による数量確認が難しい。</p> <p>なお、区の河川公園課が行っている水防訓練事業では設営等業務の契約にあたり総価契約が用いられている。その上で使用数量の変更があった場合は契約の変更が行われている。したがって、使用数量の変更がありうるということだけでは、単価契約を正当化する十分な根拠とはなりえない。</p> <p>よって、防災訓練会場設営等業務委託にあたっては、総価契約等により契約する必要がある。</p>	<p>本区総合防災訓練は、木場公園で実施する機関訓練と拠点避難所で実施する地域訓練（小・中学校4会場を選定）の計5会場で実施される。機関訓練は、大幅な訓練内容の変更が無いことから過去の実績を考慮した使用数量を仕様書に反映させることが可能である。また、水防訓練も1会場のものであり、そのため、総価契約が可能と認識している。</p> <p>しかし、4会場それぞれの実行委員会と協議しながら実施する地域訓練では、各会場ごとに開催する実行委員会で訓練内容を決定するため、防災訓練を発注する段階では各会場の訓練内容が決定していないこともあり、年度当初に発注する本委託業務については数量の確定が困難であるため、従前、単価契約としてきたところである。</p> <p>今後、総価契約で契約した場合、どのようにすれば実行委員会の意見を反映していけるか、関係部署とも協議しながら検討していく。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見12	<p>○起震車の保守に関する特命随意契約（P26）</p> <p>区では、起震車の保守契約を特命随意契約としている理由として、「万が一の事故の場合における製造責任及び保守点検の責任を明確にする」ことを挙げている。しかし、その根拠となる保証書等、起震車のメーカー保証の内容等を明らかにする資料が残されておらず、メーカーの責任が不明である。</p> <p>保守契約金額は1年に577千円となっているが、例えば日野市における起震車定期点検料は162千円であり、江東区の1/3以下となっている。区の契約金額が割高となっている要因の一つとして、契約している保守点検業者は京都の事業者であることから、契約金額には保守点検担当者の出張費や宿泊費も含まれていることがある。</p> <p>起震車の保守を行う技術を有する業者は、区が発注した業者以外にも存在すると考えられ、可能な限り複数の者から見積もり、近隣自治体の動向も参照しながら、契約方式について見直しを行う必要がある。</p>	<p>起震車の保守点検の契約は、当該起震車を購入した事業者の後継事業者との特命随意契約で行っている。当該事業者より、各メーカーには制御系のソフト等構造上の違いがあること、ソフトにはセキュリティがかかっていること、図面等の外部提供は行えないことを確認した。以上のことから、他事業者での点検及び修理は不可能である。また、複数の区に確認したところ、製造メーカー以外の事業者と保守契約を締結している例はなかった。</p> <p>起震車の安全性を確保し、万一の事故の場合における保守点検の責任を明確にするため、平成30年度以降も、設置業者から業務を引き継いだ当該事業者と特命随意契約にて契約を締結することとする。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘3	<p>○長期保管が必要な文書の管理（P26）</p> <p>江東区文書管理規則第36条第1項第1号では、文書の保存期間の基準として、公有財産の取得及び処分に関するものについては、「長期」の保存が必要としている。公有財産を取得した場合は、当該資産を処分するまでは契約書、仕様書、保証書等の権利関係を明らかにするものは保管する必要がある。</p> <p>しかしながら、区は起震車の補償内容と保証期間を明らかにする書類の所在が不明であるため、メーカー保証の内容が不明となっている。</p> <p>今後、公有財産を取得する場合は、契約書、仕様書及びメーカーの保証書について、少なくとも当該公有財産を保有している間は、保管しておく必要がある。</p>	<p>現在防災課で所有している起震車は平成17年度に購入したものであるが、その補償内容と保証期間を明らかにする書類の所在は不明となっている。</p> <p>自動車に限らず、今後、公有財産を取得する場合は、保証書等の書類の所在を明確にし、保管するよう周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見13	<p>○外国語版防災マップの改善（P27）</p> <p>区では外国語版防災マップについて、区の全域版をホームページ上でPDFファイルにより公開している。しかし、現状ではホームページ上のPDFファイルは、「ご使用のプリンタや出力用紙サイズによって、文字がつぶれたり地図記号が見づらくなってしまふ場合がございますので、印刷の際はご注意ください。」と記載されているものの、パソコン画面上で見ても判読が難しく、印刷すると完全に判読が不可能となる。よって、区はホームページのPDFファイルについて、印刷しても判読可能なように改善する必要がある。</p> <p>また、日本語版が全域版のほか各地域版があるのに対して、外国語版は全域版のみであり、危機発生時には避難できる範囲が限られていることを考えても、外国語版についても日本語版と同じく地域版があることが望ましい。</p>	<p>現在、区ホームページで公開している防災マップは、パソコン画面上での判読が難しく、印刷すると判読が不可能になってしまっている。</p> <p>区では、配布している防災マップを入手していただくか、防災アプリをダウンロードして使用いただきたいと考えている。しかしながら、ホームページの画面上でマップを判別できるようにすることは区民の利便性の面からも有益であることは認識しており、平成30年度の防災アプリ及び防災マップのリニューアルに合わせたホームページ更新時に、可能な限り対応していく。</p> <p>また、外国語版の地域版作成であるが、全域版においても避難場所・避難所・一時滞在施設等の必要な情報は全て網羅していることもあり、費用対効果の面からも作成は考えていない。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見14	<p>○PDFファイル及び防災アプリの積極的な活用（P27）</p> <p>区では平成28年度に全域版、地域版等の防災マップ合計27,000部を印刷すると同時に、ホームページでもPDFファイルと防災アプリを通じて防災マップを配布している。</p> <p>ホームページや防災アプリを通じた防災マップの配布は、印刷による場合と比較してコストが少なく、利用者が増加してもそのコストの増加は限定的であることから、費用対効果が高く、内容の変更が生じて迅速に対応することができる。とりわけ、防災アプリでは周辺検索やGPSによる現在地表示が可能であり、電話回線の乱れや通信環境に関係なく使用できる。一方で印刷による配布では、内容変更があった場合は新たな印刷や旧版の回収コストが発生する。</p> <p>よって、防災マップについては、区のホームページや防災アプリの利用へ誘導すると同時に印刷部数を徐々に減少させて、印刷費や配布に伴う各種事務の削減を目指すことが望まれる。また、現在印刷されている防災マップにはホームページでも同様の情報が入手できる旨の言及がないため、例えば防災マップにQRコードを入れホームページへ誘導するなど積極的な情報の開示が望まれる。</p>	<p>平成30年度に防災アプリ及び防災マップのリニューアルを実施する。紙ベースの防災マップは、高齢者等のパソコン・スマートフォンをお持ちでない方にとっては防災マップを確認できる唯一の手段であり、また、区役所・出張所等に来庁された方がたまたま手に取り持ち帰られることも多いため、現状程度の数量は必要なものであると思われるが、リニューアル時に適正な数量について検討する。</p> <p>また、防災マップに防災アプリのQRコードを入れ誘導することは現在も実施している。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見15	<p>○消火器あっせん事業の継続の妥当性の検討の必要性（P30） あっせん事業に全く需要がないわけではないが、需要の有無だけではなく、事業の費用対効果を考慮しながら、事業の継続または中止を判断する必要がある。また、平成28年度は183世帯の申込があるが、申込がゼロになるまで事業を継続するのか、どの時点まで継続するのかについても検討する必要がある。</p> <p>区があっせんする消火器の一つは ALS-1Rである。これをインターネット上で価格調査すると、平成29年9月15日現在、送料込で5,000円台後半から価格販売されており、区があっせんを受けた場合の区民の負担額とあまり変わらない。またあっせん価格が5,580円であることを考えると、購入者にとって区があっせんによる金銭的なメリットは少ない。他の機種においても同様に協定価格よりも実勢販売価格が若干安いケースもあり、区の助成による区民へのメリットも限定的なものとなっている。</p> <p>あっせん機種以外の型番であれば、同じ容量でより価格の安い消火器も複数存在する。また、申込みをしてから区民に消火器が届けられるまでの期間は、あっせんによる場合は最大で1か月半であるが、市販品の購入であれば早くても当日、遅くとも1週間で届けられる。</p> <p>また、本あっせん事業に関連して、助成額以外に、区において次のような間接業務が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせんパンフレットの印刷に係る契約事務とパンフレットの配布 ・区民から電話を受け、区民へ通知はがきを返送する業務 ・指定事業者へ連絡し、報告を受けて補助金を振込む業務 <p>例えばパンフレットについては、1部45円程度で、2・3年ごとに2,000部から3,000部程度を印刷している。これに対し、平成26年度から平成28年度の3年間で区民からの購入申込みは531件であり、費用対効果に疑問が残る。また、区民から電話を受け、通知はがきを返送する業務、指定業者への対応等は防災課の事務であり、防災課の人的資源や財務資源を費消している。あっせん実績が減少している傾向を考えると、あっせん件数あたりに換算した事務費用は大きくなる。</p> <p>事業の遂行にあたっては、助成額だけではなくあっせん事業に伴う各種の間接経費を考慮する必要があり、それでもなお本事業が必要な場合は、必要な理由を具体的に示す必要がある。</p>	<p>消火器あっせんの購入者のメリットには、区があっせんしているという安心感、高齢者等のインターネットを利用し安価なものを調達することのできない方にとっての利便性等が挙げられる。特に、後者に関して、費用対効果を理由に切り捨てるべきではないと考える。</p> <p>インターネット等でより安価な消火器が販売されていることは承知しているが、安価なものの中には製造年の記載のないものも見受けられる。製造年から数年経過している場合は使用期限が限定されてしまい、一概に価格だけで判断することができない面もある。また、消火器あっせんに関しては、新規購入のほか薬剤詰め替えや古い消火器の引取りも実施しており、これらはインターネットでは購入できないサービスである。</p> <p>なお、平成29年度には、マンション管理組合が、住民に消火器購入の希望を取り、集団で購入や回収を行うなど、地域の安全向上に資する有効な制度の活用も見られるように、制度の必要性は依然あるものとする。</p> <p>あっせん実績の減少については、区報掲載直後には申し込み件数が増加する傾向にあるため、潜在的な需要は現状の申し込み数より大きいと考える。今後も、事業を継続し、区報・ホームページ等において積極的なPRを実施し、申込数の増加に努める。</p>
意見16	<p>○低い予算執行率の是正の必要性（P31） 消火器あっせん事業の予算は毎年797千円と変動がないが、執行率はここ数年30%台から60%台と低い。当年度の予算の執行率と翌年度の消火器あっせん事業の申込者を見積もったうえで、次年度予算を弾力的に編成する必要がある。</p>	<p>平成31年度予算要求時に適正な予算額を検討する。</p>
意見17	<p>○消火器のあっせんにあたっての区民への周知内容の充実化（P31） 消火器あっせんのパンフレットには3種類の消火器の写真とそれぞれの協定価格・区助成金額・あっせん価格が記載されている。しかし、消火器メーカーや型番、各消火器がどのような家庭や状況に適しているのかといった特徴など、区民が消火器を選ぶにあたり必要な情報が十分に記載されていない。</p> <p>特に初めて消火器を購入する区民にとっては、消火器に関する様々な情報は不可欠である。現行のパンフレットは継続して購入、詰め替えを利用する区民にとっては問題ないかもしれないが、新規購入者にとって十分な情報が提供されていないといえない。</p> <p>今後も、消火器あっせん事業を継続し、消火器を普及させていくのであれば、継続購入だけではなく、新規に購入する区民を増やすことが不可欠である。このため、消火器あっせんのパンフレット作成にあたっては、メーカーや型番の他、各消火器の特徴等の十分な情報を記載する必要がある。</p>	<p>あっせん消火器のメーカー・型番は、毎年4月1日付で東京都消防設備協同組合と締結する「江東区家庭用消火器及び薬剤詰め替えあっせん事業に関する協定」の中で決定しており、同協同組合第15支部所属の7業者が業務を請け負っている。各業者により取り扱う消火器のメーカーが異なるため、平成29年度においては、強化液（1リットル）の消火器では2種類、粉末（2キロまたは3キロ）の消火器では各5種類の消火器が指定されている。申込者の住所により担当する消火器業者が決められているため、申込者は消火器メーカーの指定はできないが、現状、申込者からのメーカーや型番に関する問合せは皆無である。このため、パンフレットにメーカー等を記載することは考えていない。</p> <p>また、各業者で取り扱う消火器のメーカーや型番が変更された場合、その都度パンフレットも作成し直す必要が生じるため、費用対効果の面からも、パンフレットへのメーカー・型番等詳細な記載を行う必要はないものとする。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見18	<p>○申込みから受け取りにかかるプロセスの省力化（P31）</p> <p>消火器あっせん事業において、申込みから受け取りにかかる期間が1か月半となっているが、現在では、オンライン販売等で消火器を申込み当日に入手できるケースもあるため、区民にとって入手まで1か月半かかり、しかも電話を用いての申込みでは敬遠される可能性が高く、消火器あっせんの趣旨が十分に貫徹しない。また、消火器は防災意識が高まったときに、速やかに設置することが望ましい。このため、インターネットやE-mailによる申込みを検討し、更に申込みから入手まで1か月半の納期についても短縮化する必要がある。</p>	<p>あっせん消火器の申込者は高齢の方が多く、電話での申し込みはインターネットやE-mailよりも利便性が高いと認識しており、今後も継続していく。</p> <p>オンライン販売での迅速性と区であっせんしている信頼性のどちらのメリットを選択するかは現状申込者に委ねられており、申込みから納期までの期間の短縮化は申込者にとってメリットになるものであるが、区の決裁事務及び東京都消防設備協同組合第15支部の納品業務に要する期間を考慮すると、申込みから入手まで1か月半という期間は妥当なものと考えている。</p> <p>申込方法やより良い事業のスキームについては、引き続き、他区等の状況など研究していく。</p>
意見19	<p>○発言しやすい会議のために会議参加人数の検討（P33）</p> <p>防災会議では48名の委員が参加しているが、この参加人数は果たして妥当なのかということが挙げられる。会議においては、大きな方向性を定めること、活発な議論の結果として、効率性・有効性の伴う結論を導き出すとともに、より充実した地域防災計画を作成することが期待されているが、実際には40分の会議中に一人の区議会議員による3点の質問しか出されていない。そのため、より活発な議論が出来る会議の仕組みづくりを目指すべきである。</p> <p>例えば、会議に出席する委員の数の見直しを検討することも一つの方法である。本会議は区の防災対策に関して極めて重要であるため、人数が少なすぎるのは宜しくないと思われるが、会議体に約50名の参加者があるならば、議論が活発化すればするほど、各委員の意見をまとめ上げるのは困難であることが予想できる。より効率的な・有効な防災会議を目指すべく、今後とも継続的に防災会議の適正人数や男女比等を検討していく必要がある。</p>	<p>防災会議については、細かい議論をする場というだけでなく、本区の防災行政と緊密な関係を持つべき関係機関等が一同に会し、防災対策における変更点等について共通認識を持つことも重要と考えている。そのため、いたずらに人数を減らすことは、必要な関係機関を排除する危険性があることも念頭に置きつつ、適切な委員数を研究しながら進めていく。</p>
指摘4	<p>○防災会議開催のタイミングの見直し（P33）</p> <p>地域防災計画の印刷仕様書によると、平成28年度修正の地域防災計画の印刷製本の納期は業者との契約によって、平成29年3月31日と決められていた。したがって納期の2日前である同年3月29日の会議で出てきた意見を平成28年度修正に反映させることは現実的に極めて困難である。実際には製本印刷は会議前に完了していることから、例えば平成28年度の会議において出された意見のうち、修正が必要となる内容であっても平成28年度修正版に現実的に反映されない。既に印刷が完了してしまっており、良い意見が出てそれを同年度版に反映させられないために、意見を言いにくい環境にある可能性がある。</p> <p>よって、防災会議で出てきた意見を同年度の地域防災計画に反映できるように、該当年度の地域防災計画の印刷製本のタイミングに間に合うように防災会議を実施する必要がある。</p>	<p>地域防災計画に反映させるべき防災会議上での意見を同年度の地域防災計画修正版の印刷製本のタイミングに余裕を持って間に合うよう、他の会議日程や議会日程等踏まえつつ、防災会議の開催時期を見直すこととする。</p>
意見20	<p>○江東区地域防災計画の印刷代の削減（P34）</p> <p>区は、「江東区地域防災計画」を関係者に印刷物として配布する他、ホームページでも公表している。</p> <p>同計画は毎年、多少なりとも修正事項が出てくるため、その修正を反映させた上で、全ページを印刷する予算が印刷製本代として毎年計上されている。</p> <p>しかしながら、製本されたものはページ数が膨大（約800ページ）であるために、日常的に閲覧される性格の文書とは言い切れない。</p> <p>そこで、印刷費用削減の観点から、印刷物として製本するのは必要最小限にとどめるべきである。現状では、関係者に対しては地域防災計画の冊子ベースでの配布を最小限の部数で行っているが、印刷代を削減する努力は必要である。</p> <p>例えば、主に協力隊向けに配布されている「江東区防災対策の現況について」は、ページ数がより少なく、かつコンパクトにまとめられている。将来的には、この活用等も含めて検討していくこともよいものと思われる。</p>	<p>印刷費用削減の観点から、印刷物として製本するのは必要最小限にとどめ、現在、関係者に対しては地域防災計画の配布を最小限の部数で行っている。以前、部分修正の頁差し込み等を行っていた時期もあるが、緊急時に修正箇所の確認に支障があるため現在の形になった経緯がある。今後も引き続き、印刷代を削減する努力を続けることとする。これまで一部の関係者に対しては、冊子ではなくCDによる配布を行ってきたところであるが、その対象範囲の拡大の可否や、また、地域防災計画の配布に替えて「江東区防災対策の現況について」の配布で足りるのか等、費用対効果の点も考慮しつつ検討を進めていく。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見21	<p>○江東区地域防災計画の毎年の修正（P34）</p> <p>そもそも、地域防災計画を毎年修正する必要があるのだろうか。地域防災計画の基礎となっている東京都地域防災計画があるが、こちらは東京都防災ホームページで公表されている情報によれば、毎年アップデートされているわけではない。</p> <p>例えば、東京都地域防災計画震災編は平成26年修正、風水害編は平成26年修正、火山編は平成21年修正、大規模事故編・原子力災害編は平成24年修正が最新版となっている。</p> <p>内容に重要かつ大幅な変更、修正、追加等が毎年あるのであれば、毎年印刷することが合理的であると考えられる。しかしながら、細かい修正に留まる、あるいは全体からして部分的な修正のみであると判断されるのであれば、例えば修正点や改定箇所を正誤表、新旧対照表等として公表することによって、全ページ印刷することをせずに代替することも可能と思われる。</p> <p>ちなみに、東京都地域防災計画では、計画に修正がある際には、以下のように運用するものとしている。「この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します。」</p> <p>東京都地域防災計画と江東区地域防災計画では、それぞれの計画の性格が異なるものであり、必ずしも東京都と同様の修正方法を採用する必要はないものの、東京都と同様の修正方法でも機能するものがあるれば、そのやり方を採用することも検討に値するものと考えられる。</p>	<p>東日本大震災以降現在に至るまで、地域防災計画は、毎年印刷・製本し、関係者に配布しているところである。これは、被害想定の見直しに伴う各関係機関の防災施策のあり方や区民の防災意識に大きな変動があったため、本区としても、毎年新たな地域防災計画を示すことにより、防災への取組に関する決意を区民や関係者にあらためて示すとともに、年々薄れていきがちな防災意識の維持を企図しているためでもある。また、東京都の広域的な地域防災計画と異なり、区地域防災計画はより地域と密着した内容が記述されているため見る機会が多いことを考えると、基本的には、必要時にいちいち新旧対照表等で変更の有無を調べつつ地域防災計画の内容を確認するというのは、地域防災計画を見る立場からは煩に耐えないことだろうと考える。したがって、年度によっては施策や意見等の反映を正誤表や新旧対照表等で代替することができるかどうか、また東京都と同様の修正方法でも機能するものがあるかどうかについては、関係各防災機関等の意見も伺いつつ、今後研究をしていく。</p>
意見22	<p>○災害時の通訳ボランティア確保（P35）</p> <p>地域防災計画によれば、区における平成28年4月1日現在の外国人住民数は約25千人である。災害時には、外国語に対応できる通訳の存在が欠かせないが、災害時における外国語通訳の確保に対する具体的対策が明確ではない。</p> <p>避難所等には、外国語のできる日本人や日本語のできる外国人もいるはずなので、緊急時には共助の精神が機能することも多少期待はできる。しかしながら、防災計画として、災害時には「何とかなるだろう」という共助を過度に期待しすぎるのではなく、公助として災害時の通訳ボランティア等の確保について、事前に万全の対策を計画しておくことが望ましい。</p>	<p>災害時には、外国語に対応できる通訳の存在が必要であることは確かである。ただ発災直後においては、通訳ボランティア等の確保に限らず、民間の力を活用するのは困難であり、発災直後の避難所等においては、外国語のできる日本人や日本語のできる外国人に頼らざるをえない部分もある。そのため、平時において防災マップや防災アプリの多言語化などを進め、啓発に努めてきたところである。また、区のBCP上、発災から72時間以内に地域振興部が外国人の支援を開始することとなっているが、その確実性を向上させるため、避難所等におけるピクトグラムの活用や、やさしい日本語の活用、通訳ボランティア等の確保のための協定締結等、外国人の不安を解消し災害時のニーズに対応する様々な手法を検討していく。</p>
意見23	<p>○交通機関の利用状況に関するデータ（P35）</p> <p>地域防災計画において、JR東日本、東武鉄道、東京地下鉄、都営地下鉄、東京臨海高速鉄道・りんかい線、ゆりかもめ、都営バスの七つの交通機関について、区内における各駅の平成27年度の乗車人員のデータが掲載されている。</p> <p>それぞれは有益な情報であるものの、東京臨海高速鉄道・りんかい線及びゆりかもめに関するデータについては、1日平均数の表示がなく、また人数の単位が異なるため、他の路線のデータと単純に比較することができない。当該データの開示、利用目的を明確にすることも重要であり、利用目的に最適なデータを検討していく必要がある。</p> <p>全ての路線について、他の路線データと比較可能性があると読者に対して優しいと思われるため、もしデータ入手が可能であるならば、東京臨海高速鉄道・りんかい線及びゆりかもめについて以下の改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均数を開示すること。 ・単位が千人となっているが、他の路線と整合させるため、単位を人とする。 <p>なお、区では当該鉄道会社から他の路線データと比較可能なデータの提供を受け、江東区地域防災計画(平成29年度修正)において適切に反映する予定である。</p>	<p>東京臨海高速鉄道・りんかい線及びゆりかもめについても、当該鉄道会社から他の路線データと比較可能なデータの提供を要請しており、データが得られれば江東区地域防災計画(平成29年度修正)において適切に反映する予定である。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見24	<p>○生活物資（食料品等）の取扱店舗の現況の更新（P35）</p> <p>地域防災計画において、生活物資の取扱店舗の現況が開示されている。しかしながら、開示されているデータが平成19年商業統計調査のものである。このため10年前の調査では情報が古すぎて現況が理解できない。古すぎるデータは、現況を把握するのに余り役には立たないと思われるため、今後は、より最新のデータを入力し開示する必要がある。</p> <p>なお、区では江東区地域防災計画（平成29年度修正）において、当該データを更新する予定である。</p>	<p>現行の地域防災計画（平成28年度修正）を作成する時点においては、まだ最新の商業統計調査結果が出ていなかったために掲載できなかったものである。その後、最新の商業統計調査結果が出たため、次回の江東区地域防災計画（平成29年度修正）において、当該データを反映する予定である。</p>
意見25	<p>○減災目標について具体的数値目標の設定（P37）</p> <p>目標は、掲げるだけでなく、目標数値の根拠を明確にすべきであるし、目標の達成度合いや対策の進捗度を適切にモニタリングする体制を構築することも必要である。ここで、減災目標について問題点は少なくとも三つあると思われる。</p> <p>①当該目標の実現可能性はあると言えるのか？</p> <p>②当該目標に対する具体的なアクションプランが検討されているのか？</p> <p>③平成34年度（目標設定から10年後）における三つの目標の達成度合いの検証・評価方法、例えば数値基準が定められているのか？</p> <p>目標設定は非常に重要ではあるが、そこに実現可能性や具体的な検証方法等が考慮されていなければ効果は薄れてしまう。言い換えれば、各施策が減災目標の達成にどう結びつくのか、どうやって検証・評価するかが現状では理解しにくい。具体的対策の可視化、数値基準の設定を可能な限り行うべきであるが、それが出来ない場合でも、達成したかどうかを図る尺度や基準を設定する必要がある。</p> <p>例えば、区民を災害から守るための事業及び計画の一つに不燃化特区推進事業があるが、そこでは不燃化特区に対して、不燃領域率70%という具体的数値目標を設定している。しかし当該事業以外においては具体的な数値目標は存在していないと思われるため、他の施策についても具体的な目標を設定する必要がある。</p>	<p>減災目標の設定については、東京都の手法に倣って定めたものである。都の被害想定の数値自体が、算出にあたっては技術的に専門性の高いものであり、減災目標と、そのための手段としての事務事業の関係が、明確な根拠をもって説明できるかといえば、難しい部分もあると認識している。被害想定の数値に対し、より適切な減災目標や減災手段が設定できるかどうか、今後研究していく。</p>
意見26	<p>○実行可能性のある区独自の減災目標の設定（P38）</p> <p>区における被害想定及び減少目標値は、東京都が試算した被害想定及び減少目標値を基礎としている。本来であれば、東京都の被害想定、目標を基礎としつつも、区特有の要因も追加考慮して区独自の実現可能性のある減災目標を計算する必要がある。</p> <p>現在区には減災目標を達成するための主な対策はあるが、それらの対策を実行することによって得られる効果を計数的に測定するとともに、その結果と減少目標値が直接的に連動するのが理想である。対策を講じた結果を計数的に検証・評価できる仕組みがなければ、対策を講じるのみで終結してしまう可能性が高い。また、効果の測定、改善・見直しにあたっては、一般的なPDCAサイクルに従うならば、ただ単に計画を策定し、実行するだけでは不十分であり、その後チェックし、改善を継続的に実行することが必要である。その具体的PDCAプロセスなしに、目標を達成したかどうかの検証・評価もできないだけでなく、目標を見直すこともできない。今後は、他区での状況も踏まえ、継続的に検討していくべきである。</p>	<p>同上</p>
意見27	<p>○一時滞在施設への誘導方法と不足情報の把握（P39）</p> <p>都立一時滞在施設に関する問題として、必ずしもアクセスの良いところばかりではないことが挙げられる。駅からのアクセスの良さが優先されるわけではないものの、駅から近いことが、災害時の一時滞在施設を利用するための重要な要因の一つであることには疑いない。</p> <p>区内では、JR亀戸駅、新木場駅、東京地下鉄門前仲町駅、東陽町駅、豊洲駅、新木場駅における利用者数が特に多いが、そのような駅周辺に集まった帰宅困難者の混乱を避けるために、どのようにして家に帰さずに一時滞在施設に誘導するのかを具体的に検討し、計画しておく必要がある。あるいは、勤務先等に戻ってもらうための対策を検討することも必要であろう。区として、これらの周知を如何に徹底させるのかということも重要な課題となる。</p> <p>また、帰宅困難者の多くは、事業所等に勤務している者と想定されることから、「東京都帰宅困難者対策条例」の趣旨の徹底を図ることによって、路上の滞留者を減らすことができることを考慮してもなお、帰宅困難者を収容できるだけの十分なスペースが確保できているとはいえない。</p> <p>そもそも具体的にどれだけ不足するのかどうか把握しきれていない。一時滞在施設不足を解消するための具体的計画を策定し、実行することは必要であるが、まずはどのくらい不足する想定かを把握する必要がある。</p>	<p>帰宅困難者対策は、東日本大震災時の都心で生じた現象として新たにクローズアップされた課題であり、その対策については、本区に限らず首都圏の自治体は全て、手探り状態で検討している状況である。都立一時滞在施設に関しては、たしかにアクセスの良いところばかりではない。駅から近いことは、災害時の一時滞在施設を利用するための重要な要因の一つではあるが、帰宅困難者を収容できるだけの十分なスペースが確保できているとはいえない現状においては、まずは場所にこだわらず一時滞在施設自体を積極的に増やしていくべき段階であると考えている。</p> <p>区では、駅周辺に集まった帰宅困難者の混乱を避けるために、一時滞在施設に誘導する方法等を具体的に検討し、計画しておく必要がある。また、場合によっては集まった帰宅困難者に勤務先等に戻ってもらう場合も考えられる。そのため、鉄道事業者の防災担当者と連携することが重要であることは認識している。</p> <p>なお、帰宅困難者については各区の全体数の想定があるのみで、その帰宅困難者の地域による偏在の度合い、帰宅困難者の動き、また、どの程度勤務先等に留まるのか等、不確定要素が多いことから、どのくらい不足するか把握するのは困難であるが、今後とも、他区の状況等もあわせ、研究していく。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見28	<p>○民間も含めた一時滞在施設のあり方の検討（P39）</p> <p>区と災害時協力協定を締結している事業者等が開設する民間一時滞在施設は、大企業が主体となっているが、数が限定されているだけでなく、具体的な事業者等の名称や住所等がホームページにおいて公表されていない。</p> <p>民間一時滞在施設は、第一義的には当該事業者の従業員の安全の確保のためにある一方で、第二義的には災害時に観光や仕事で区に滞在しており、帰宅が困難となった屋外滞留者の救済を行うことにもその存在の意義があると考えられる。</p> <p>しかしながら、現状の帰宅困難者対策のままでは、実際に災害が発生した場合、帰宅困難者が混乱の最中、限られた情報に基づいて当該民間一時滞在施設に行くことは困難なのではないか。区として、都立だけではなく民間を含めて一時滞在施設のあり方を、今のうちに総合的かつ積極的に検討しておく必要があるものと思われる。</p> <p>一般事業者との協定内容につき、その具体的な事業者名や住所等を事前公表しておくことは、一般事業者からの抵抗等もあることから回避せざるを得ない状況もあるものの、実際に災害が発生した場合に、帰宅困難者の受入れ可能人数の問題や確認も含めて、いかにして告知するのも課題となるものと思われる。</p>	<p>一般事業者との協定に基づく一時滞在施設については、対応が業務時間中の発災のみに限定されること、また、事業者名や所在地を大々的に公表することにより想定を超える大量の人が押し寄せた場合には、事業者の対応が不能になり、かえって事業者の評価を落とすおそれがあること等から、事業者側から公表を控える要望があるためである。一方で、実際に災害が発生した場合に、いかにして帰宅困難者に対して告知するのも課題となることもよく認識しているところである。そのため、一時滞在施設のあり方については、今後も引き続き積極的に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見29	<p>○帰宅困難者受入協力事業者確保のためのアピール（P40）</p> <p>区において平成29年3月31日現在、帰宅困難者受入等に関する協力協定を締結しているのは3社にすぎない。協力協定の締結を広げるべく、区としても様々な努力を行っているが、一般事業者等に対するアピールが不足しているのではないかとと思われる。一般事業者等に対して、東京都の補助金制度だけでなく、一定の要件を満たす必要はあるものの、固定資産税や事業所税、都市計画税の減免措置があることをもっとアピールすることも必要である。帰宅困難者対策は民間の一般事業者等の協力と連携が重要であるため引き続き検討していくべきである。</p>	<p>本区ではこれまでも帰宅困難者受入に関する協力協定の締結を広げるべく努力を行ってきたが、今後も、東京都の補助金制度だけでなく、固定資産税や事業所税、都市計画税の減免措置にも触れつつ、区報やホームページなど使用可能なあらゆる機会を生かしてアピールしていく。それ以外にも、帰宅困難者対策については民間の一般事業者等の協力が不可欠であるため、アピールの内容や方法について引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見30	<p>○帰宅困難者への給水体制の検証（P41）</p> <p>一般事業者等において帰宅困難者対策が中々はかどらないとされているのは、備蓄物資を維持するためのスペースに限界があるためでもある。特に、飲料水等を備蓄するだけのスペースを確保することは現実的に困難であると思われる。このため民間一時滞在施設についても、飲料水不測の事態の回避のため、帰宅困難者に対する給水体制が必要十分にできているかどうかを事前に検証しておく必要があるものと思われる。</p>	<p>備蓄品を納めるスペース確保の課題が、一時滞在施設の協定が進まない一つの理由であることは認識している。飲料水の備蓄・一時滞在施設への給水体制をあわせ、今後も研究していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見31	<p>○帰宅困難者対策訓練の必要性（P41）</p> <p>区では帰宅困難者対策訓練を実施していない。一方、東京都と合同で帰宅困難者対策訓練を実施している区がある。</p> <p>現状において、区内で発生すると想定されている帰宅困難者は約17.8万人という膨大な人数の想定であり、区として帰宅困難者対策の一環としての訓練を何もしておかなくてよいというわけではない。そこで、現在は同じ臨海部を擁する港区の帰宅困難者対策訓練に区職員がオブザーバーとして参加している。しかしながら、将来的には、区において区民が参加できる帰宅困難者対策訓練を実施することが望まれる。</p>	<p>帰宅困難者の想定数17.8万人の大半は自社オフィスに留まる者であり、その人数が駅周辺にあふれかえるものではないと考えているが、訓練の必要性については認識している。効果的な帰宅困難者対策の訓練を実施するためには、住民のみならず、企業や団体、また場合によっては鉄道事業者の協力も必要となる。そのため、本区も帰宅困難者対策の一環としての訓練を行うことを視野に入れつつ、現在、港区の訓練にオブザーバーとして参加しているものである。今後、区民や企業、団体等多くの方が参加できる帰宅困難者対策訓練の方法について、研究していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見32	<p>○一般事業者等に対するBCPの啓発（P42）</p> <p>災害が発生した場合、区の公助だけでは対応は困難であり、一般事業者自身がBCPを策定し、自助・共助・公助の連携によって、より効果的な防災活動を実施することが出来る。しかし、区においては、防災計画やホームページにおいて一般事業者等に対してBCPを行うことを公式に推奨しているとは言い難い。BCPは、例えばテロ、新型インフルエンザ、大事故等に対する計画であり、必ずしも防災に対するみの対策とは限らない。また、一般事業者におけるBCP対策の責任はむしろ企業側にあり、自発的な対策を講じることが期待されるものでもある。しかしながら、例えば、中央区のように中小企業のためのBCP策定の重要性を啓発し、東京都の管理団体の実施するBCP策定支援事業へのリンクを張っているところもあり、区としてその周知において参考にすることも有益である。</p>	<p>一般事業者に対してBCPの重要性・有効性を啓発するため、ホームページや区報等でより積極的に周知に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見33	<p>○震災編以外に係るBCP策定（P44）</p> <p>本来であればBCPは震災に限定されるものではなく、例えば風水害といった他の災害に対しても検討・策定されていくべきものである。風水害におけるBCPは、その発生パターンが多岐にわたり、被害想定が困難であるため、震災に比べBCPの策定が困難であるとのことであった。しかしながら、もし風水害が発生することが想定され、被害が重大なものになることが見込まれるのであれば、可能な限りBCP策定に向けた検討をしておくことが望ましい。このことは、大停電、新型ウイルス、武力攻撃、テロ等の脅威に対しても同様のことが言える。区では震災以外でも、例えば江東区水防計画、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画・業務対応マニュアル、江東区国民保護計画を策定しているが、江東区水防計画と江東区国民保護計画についてはBCPが策定されていないため、必要と判断されれば、それらの災害等に対するBCPも事前検討する必要がある。今後の研究や調査が望まれる。</p>	<p>震災を除く大規模災害等の場合には一自治体で解決できる問題が少ないことから、発災前から発災後一定の期間までの時間軸に沿った、国や都、その他の防災関係機関の動きが明確でないと、有効なBCPを定めることができない。しかし現在の状況は、震災の場合を除き、国以下、平時においていかに災害等の危険性を周知し、発災の危険をいかに察知し、住民をいかに逃がすかという最優先課題に取り組んでおり、発災後の自治体の事業継続にまで研究が追いついていないのが実情である。そこで、例えば風水害の場合等では、発生パターンが多岐にわたるため、実際には、その生じた事態に応じて震災BCPを援用することになるものと考えられる。</p> <p>なお、荒川氾濫を想定した大規模水害については、国や都、防災関係機関とともに荒川タイムラインを作成しており、この中で本区を含めた発災後の各自治体の動きが示されており、このタイムラインの内容充実に現在取り組んでいるところである。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見34	<p>○学校避難所運営協力本部連絡会の開催の必要性（P45）</p> <p>区では平成25年度から、原則として災害時に拠点避難所となる全ての小中学校に対して「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催するように依頼しているが、過去3年間の開催実績は、平成26年度が67校中61校、平成27年度が68校中58校、平成28年度が68校中58校であった。区では未開催の学校に対して年に一度、開催の督促を行っているが、10校が当該連絡会を開催していない。</p> <p>災害時における円滑な避難所運営がなされるためには、平常時から連絡会を開催して関係者間の連携を図ることは必要不可欠であり、小中学校は拠点避難所としての位置付けであるため、よりその重要性は高い。そのため、学校に対して連絡会の開催を依頼し、全小中学校で連絡会が開催されるように努める必要がある。</p>	<p>毎年、全小中学校における「学校避難所運営協力本部連絡会」の開催状況を把握し、10月～11月頃には、未開催の小中学校に対して連絡会を開催するよう促している。一方で、小中学校のみに過度な負担をさせないため、連絡会における会議の活性化や防災計画の見直し方法についての提案やアドバイス等を防災課においても行っており、少しでも連絡会の開催を容易にし、開催する学校が増えるよう、今後とも、教育委員会と連携し、取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見35	<p>○学校避難所運営協力本部連絡会の区への報告の必要性（P45）</p> <p>学校避難所運営協力本部連絡会には、区の職員から、災害情報連絡員2名と避難所配置職員2名が参加しているが、その議事録等は作成されておらず、会議の内容が区に報告されていない。これは、各学校で開催される連絡会の内容等を区が把握しておく必要性は認識しているものの、区職員の業務負担を軽くしたいという配慮であるとのことであった。</p> <p>しかし、区が認識しているとおり、学校避難所運営協力本部連絡会の内容を区が把握しておくことは重要である。このため、当会議に出席した区職員は、少なくとも会議の要旨と出席者、時間等は議事録として作成し、その内容を報告する必要がある。</p> <p>なお、区では平成29年11月以降開催される学校避難所運営協力本部連絡会については、参加する区職員に対しその内容を報告するよう依頼済みである。</p>	<p>区としても学校避難所運営協力本部連絡会の内容を把握しておくことは重要であると考えているため、平成29年11月より、それ以降に開催された学校避難所運営協力本部連絡会については、当会議に出席した区職員が、会議の要旨や出席者、時間等に関する報告書を作成し、防災課に提出することとしている。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見36	<p>○消防団に対する補助金の交付対象事業や使途の明確化（P47）</p> <p>区は、深川消防団と城東消防団に対して、消防団に対する補助金交付要綱に基づき、消防団の業務の円滑な遂行に寄与することを目的として補助金を交付している。しかし、補助金の交付対象事業や使途が要綱に定められていない。平成28年度の消防団の決算額は深川消防団が予算と全く同額であり、城東消防団は3,848千円と予算とほぼ同額であった。区では決算額が予算の範囲内であれば問題なしとしているが、同決算額をサンプルで領収書と照合した結果、支出額のすべてが防災活動において発生したものであるかどうかを確かめることができなかった。</p> <p>江東区補助金交付規則第3条第2項では、補助事業者等は、法令及び補助金等の交付の目的に従い、誠実に補助事業等を行うように努めなければならないと定めており、補助金の交付には補助対象事業を特定することが前提となっている。このため、区は、補助金の交付にあたっては、交付対象事業を明確にする必要がある。</p>	<p>清算時の実績報告に合わせ領収書の写しを添付し、消防団に交付する補助金の使途を明確にする。すでに本件については、各消防団事務局に対し説明済みであり、平成29年度実績報告から採り入れていく。消防団は、火事の際の出場や防火防災活動のみならず、台風などの風水害の際の警戒、イベント警戒、防災教育とその活動が多岐にわたり、狭義の防災活動にとどまらない活動を行なっている。また、消防署との予算的な重複を避け、補助金が消防団の活動実績にあわせた支援となるよう、補助金交付要綱の対象事業を比較的広義に解釈している。今後とも補助金に関しては、交付要綱に基づき適正に運用していく。</p>
意見37	<p>○消防団に対する補助金の交付額の見直しと算定根拠の明確化（P48）</p> <p>消防団に対する補助金交付要綱第3条は、各団に対する補助金限度額を年額3,850千円と定めているがその根拠は不明である。また、当該要綱は昭和44年に施行されたが、仮に平成16年での改正事項が補助金限度額でなければ、補助金限度額は48年間一度も変更されていないことになる。また、少なくとも平成26年度から平成28年度までの3年間は深川消防団、城東消防団ともに上限額の3,850千円が交付されている。</p> <p>消防団員数は、深川消防団243名、城東消防団248名と差がないが、平成28年度の出動実績は、深川消防団1,291件に対し城東消防団678件と、深川消防団は城東消防団の約2倍の件数となっている。また、分団数についても深川消防団は第10分団までであるのに対し、城東消防団は第8分団までとなっている。このように実績や規模に差異がある二つの消防団に対して、同額の補助金を交付していることは、消防団の活動の実態を考慮していないといえる。また、社会情勢や区の財政状況は年々変化するため、数十年も金額に変更がなされていないことは適切ではない。事実、平成28年度消防団出動等実績にも表れているように、昭和44年以降の当該要綱の施行以降、区では豊洲地区が造成され同地区の住民が増加しているため、同地区を所管する深川消防団の負担が増加していることは明らかである。このため漫然と補助金の限度額を交付するのではなく、消防団の活動状況等を勘案し、その使途及び算定根拠を明らかにした上で決定した金額を補助金として交付する必要がある。</p>	<p>消防団の定数及び実際の団員数、出場実績及び事業報告により補助金が適切に使用されているか精査する。補助額については、23区の同様の補助額と照らし合わせたところ、団員一人当たりの支出額においては、本区の支出はほぼ23区平均に近いものであった。今後とも、他区の消防団補助事業の補助額等も考慮しながら、適正な支出額となるよう確認しながら運用していく。</p>
意見38	<p>○消防団の定員不足解消の必要性（P48）</p> <p>消防団員の定員は、深川消防団が290名、城東消防団が280名と定められており、平成29年4月1日現在の団員数は、深川消防団が243名、城東消防団が248名であった。そのため定員充足率は深川消防団が83.8%、城東消防団が88.6%であった。</p> <p>平成29年4月1日現在特別区消防団58団全体の充足率は84.5%であり、区の消防団は概ね平均的な充足率ではあるが、各団ともに定員割れとなっており、当面の充足率目標率である90%を下回っている。そのため、消防団の募集は必要であり、とりわけ出動実績の多い深川消防団の団員確保は重要である。</p> <p>区では区報等により消防団員を募集しており、消防団の募集チラシは配布していたものの数が足りていない状況であった。消防訓練は、放水訓練など消防団の活動を区民にPRする場でもあることから、定員充足のために積極的に活動する必要がある。</p>	<p>消防団員の定員不足を解消するため、消防署及び消防団と連携し消防団員の定員充足のために活動していく。すでに、区関係施設に対するポスター掲示の依頼をするなど消防団員募集の広報活動を進めている。</p>
意見39	<p>○災害協力隊活動助成金の繰越金（P52）</p> <p>災害協力隊活動助成金は災害協力隊に対し、防災資機材等の管理等のために世帯数に応じて30千円から130千円の助成金を交付するものである。</p> <p>実績報告書を閲覧した結果、助成金額に対して多額の繰越金を計上している隊が存在した。繰越金残高が100千円超の隊は27隊が該当し、少なくとも2年以上は繰越金額が大きい状態とのことである。また27隊のうち最も金額の大きいものは約348千円であった。なお、27隊の大部分は支給額が年70千円以下となっている。</p> <p>このように支給額に対し繰越金額が多額の隊について、区は、災害協力隊の活動内容は自主性を重んじていることや、高額な防災機器等を購入する目的で繰越金を増やしている隊があることなどから特段の対策を講じていない。</p> <p>しかし、提出された実績報告書には繰越理由は記載されているものの、購入予定の防災機器の金額が記載されていないため、繰越金額の妥当性を確認することができなかった。</p> <p>よって、助成金交付の実効性・有効性を図るべく、次期繰越金の残高が大きい隊については繰越理由である防災機器の予定購入額を把握し、購入スケジュールを把握する必要がある。また、実際にそのスケジュールどおりに購入されたことを確認するような体制を整備する必要がある。</p>	<p>災害協力隊活動助成金の繰越については、高額な資機材購入に使用する等の目的で繰り越しているところであり、実績報告書の中で、その目的・金額・支出予定時期を記載させている。資機材等の品目や金額が具体的ではない隊も見受けられるが、購入予定の資機材の特定までは行われていないためと思われるので、概算金額等記入するよう指導していく。</p> <p>助成金の使途については、毎年、交付申請書兼活動計画書及び実績報告書において把握しているところであり、今後とも不正な支出がないよう確認を行っていく。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見40	<p>○災害協力隊活動助成金の交付要綱と実績報告書等提出要領の不整合（P52）</p> <p>現在、「災害協力隊活動助成金交付要綱」において、災害協力隊活動助成金の交付対象となる事業経費と「災害協力隊活動助成金実績報告書等提出要領」で定める交付対象事業経費について不整合が生じている。</p> <p>例えば、同助成金の交付要綱では防災資機材等の管理として物品の購入は認めない表記になっているが、実績報告書等提出要領においては例として物品の購入があげられている。</p> <p>また、要綱では飲食を認める文言はないが、要領では「アルコール飲料の購入は認めない」等の決まりがあり、これは逆に言えば、アルコール以外の飲食であれば認めているようにも読める。これは、災害協力隊活動助成金の使途に柔軟性を持たせるために要領において、助成金の使途を拡大解釈したところ、交付要綱との内容に乖離が生じたものと考えられる。</p> <p>区は、災害協力隊活動助成金の交付要綱又は実績報告書等提出要領を修正し、両者の整合性を図る必要がある。</p>	<p>「災害協力隊活動助成金交付要綱」と「災害協力隊活動助成金実績報告書提出要領」の記載事項の不整合については、実態に合わせる形で整合性を図る。</p> <p>具体的には、「防災資機材等の購入」及び「アルコール飲料以外の飲料購入」について助成金の使用を認めているため、平成30年度中に要綱を改正する。</p>
意見41	<p>○活動していない災害協力隊の活性化（P53）</p> <p>平成28年度の災害協力隊活動助成金は予算18,910千円に対して支出額16,890千円である（執行率89.3%）。予算と実際の支出額に差額が発生するのは、区は全ての災害協力隊が交付申請することを想定して予算策定をしているが、実際には交付申請しない隊が存在するためである。</p> <p>災害協力隊が助成金の交付申請をしない理由は不明であるが、平成26年度から平成28年度までの3年間で継続して助成金を申請していない隊は24隊である。さらに、この24隊のうち11隊は自主防災訓練を実施しておらず、かつ区主催の災害対策連絡協議会、リーダー講習会、防災士フォローアップ研修等にも未参加であった。</p> <p>当該11隊については、形式的に存在しているだけで実質的に防災活動を行っていない可能性が高く、この場合、地域住民同士が互いに助け合い協力して救出・救護体制を強化するという目的が達成できないことになる。</p> <p>そのため、活動を行っていない災害協力隊については、区の主催する講習会や研修等への参加を促し、災害協力隊の円滑な運営を行うように働きかける必要がある。</p>	<p>平成30年度、一定期間、自主防災訓練や区主催の防災イベントへの参加を行っていない災害協力隊に対しては、地域住民同士が互いに助け合って活動することの大切さを訴えるとともに、区主催の防災イベントへ参加する等、災害協力隊としての活動を行うよう文書等で通知を行う。</p>
指摘5	<p>○活動していない災害協力隊防災資機材の返還手続き（P52）</p> <p><意見41>で述べたとおり、災害協力隊のうち11隊は実質的に防災活動を行っていない可能性が高い。災害協力隊防災資機材貸与要綱第7条では、隊が解散又は隊が活動していないと区長が判断したときは、隊は速やかに防災資機材を返還しなければならないと定めている。</p> <p>一方で、災害時に備えて地域の中に防災資機材が使用可能な状態で保管されていることは重要である。</p> <p>このため、区は、一義的には災害協力隊の活性化を促す必要があるが、当該11隊の活動状況を調査し、災害協力隊が実態として存在しておらず、今後も再編成する可能性が低いと判断した場合には、防災資機材の返還手続き等を行い、防災倉庫等に預かり保管をして防災資機材の保守等の措置を講じる必要がある。</p>	<p><意見41>で回答したとおり、当該11隊については平成29年度の活動状況を調査したうえで実質的に活動を行っていないと判断できる場合は、災害協力隊としての活動を行うよう文書等で通知を行い、積極的な活動を促していくほか、タイミングをみて働きかけを行っていく。</p> <p>その上で、平成30年度においても活動が確認できず、今後も活動の可能性が低いと判断した場合は、要綱に則り、資機材の返還を含めた検討を行う。</p>
意見42	<p>○災害協力隊員の高齢化への対策（P53）</p> <p>区が実施した地域防災訓練に参加したところ、災害協力隊員に高齢者が多くいた。区に災害協力隊の年齢を直接集計したデータはないため平均年齢は不明であるが、区も高齢化が進んでいることは認識している。</p> <p>災害協力隊は各地域の町会・自治会等がその母体となっているため、住民の高齢化に比例して隊員も高齢化しており、特に城東地区においてその傾向が顕著であると区は考えている。</p> <p>しかし、豊洲地区には若い隊員が増えており、また毎年城東地区で開催される大島区民まつりに多くの親子連れが参加していることからわかるように、住民の高齢化だけが原因とは言い切れない。</p> <p>災害時においては、年齢の若い区民も災害協力隊に協力すると思われるが、防災知識の有る無しでは、活動内容に大きな差があると思われるため、災害協力隊における高齢化の解消は重要である。そのため、若年層の隊員確保の重要性を各災害協力隊に対して伝達するとともに、若年層の隊員を確保するよう災害協力隊に要請することが望まれる。</p>	<p>総合防災訓練機関訓練や地域訓練などで、こどもから高齢者まで多くの幅広い範囲の方が訓練に参加して体験する形で、一般の方が参加できる体験プログラムの内容を検討し実施している。その訓練の中で災害協力隊のPR等も盛り込んで、災害協力隊は消火訓練などにも参加し、PR・呼びかけ等をしている。また、地域訓練には必ず近隣の中学校の生徒が参加している。その場で災害協力隊のPRを行い、活動を見学し、将来は自分も災害協力隊にという気持ちになってもらえたらという意味も含めて参加の呼びかけを行っているところであるが、総合防災訓練以外の場でも機会を捉え、若年層の確保を訴えていく。</p>

【防災課】

【防災課】

【防災課】

【防災課】

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘6	<p>○防火防災協会収支報告書の金額不一致の調査とチェック体制の確立（P54）</p> <p>深川防火防災協会及び城東防火防災協会の平成28年度における収支報告書及び補助金支出内訳を閲覧した結果、深川防火防災協会については、収支報告書の歳出の部における決算額と、補助金支出内訳の支出額が不一致であった。また、城東防火防災協会については収支報告書の支出の部における決算額の合計金額が内訳の合計額と不一致であった。</p> <p>防火防災協会に対する補助金交付要綱では、区は必要があると認めるときは、補助金の収支状況につき調査することができるとしているが、これは、収支報告書が適切に作成されているかどうかを区で確認することが前提であり、金額の不一致等がある場合は収支報告書の調査をする必要がある。</p> <p>また両防火防災協会においても収支報告書のチェックがなされていないと考えられることから、防火防災協会に対し収支報告書のチェック体制を確立するよう指導する必要がある。</p>	<p>深川防火防災協会及び城東防火防災協会に対し適切な収支報告をするように指導していくとともに、収支報告書と明細書等に矛盾が生じていないかを確認し、内容に不備がある場合は領収書の提出を求めるなど再発防止に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見43	<p>○消防少年団に対する補助金の交付対象について（P55）</p> <p>区では江東区消防少年団に対する補助金交付要綱により、深川消防少年団と城東消防少年団に対して消防少年団が防火・防災の活動事業を行うために要する経費として100千円を限度として補助金を交付している。平成28年度は、両団ともに上限額の100千円が交付されている。</p> <p>両団ともに補助金に対しての収支報告書が提出されているが、その歳出使途が何れも野外活動キャンプの施設使用料等であった。確かに野外キャンプにおいて防火・防災の訓練等による活動を行うことができるが、報告書からそれを読み取ることは困難である。</p> <p>このため、区は、両団に対し、補助金の使途を野外活動とするのであれば、その野外活動において、どのような防火・防災活動を行ったのか、また、野外活動をどう防火・防災訓練に生かしているのか、考え方も合わせて報告させる必要がある。</p> <p>なお、両団ともに1年間の活動結果を一覧にて明らかにしており、その中で防火・防災の訓練を行っているため、これら活動において支出した金額に補助金を充当することも一つの方法である。</p>	<p>事業結果報告書には、「防火、防災の活動事業を行なうために要する経費」であることが確認できる資料を添付させ適切な歳出使途であることを確認する。野外キャンプであれば、どのような意図を持ってどのようなプログラムを行なうかなどの報告を求めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見44	<p>○防災士資格取得助成金の交付人数を制限することの妥当性の検討（P56）</p> <p>区では、災害協力隊に所属する者が防災士資格を取得するために要する費用を、平成23年度から助成している。</p> <p>これについて、防災士資格取得助成金交付要綱に明文の規定はないが、慣例として交付人数の上限を毎年度30名としている。助成金の交付申請者が30名を超過する場合、区では防災士がいない災害協力隊に所属している者を優先する方法で交付者を決定している。また、平成27・28年度は希望者が定員を数名超過したため、防災士資格の取得を希望しているものの助成を受けられない者が生じた。</p> <p>災害協力隊に一人でも多くの防災士がいるほうが、災害時に区民の安全を確保するためには有用であると考えられることから、交付人数に上限を設けることなく、地域防災に協力する意思のある申請者全員に機会が与えられるよう配慮することが望まれる。</p>	<p>災害協力隊に所属する者に対する防災士資格取得助成は、地域防災の担い手の育成を促進し、もって減災及び地域防災力の向上に寄与することを目的にしており、区では全ての災害協力隊に最低1名の防災士を目指している。したがって、予算上限を超過希望者がいた場合、防災士のいない災害協力隊に所属する者を優先して交付者を決定しており、平成29年度は2名の申請者が助成を受けられないこととなった。</p> <p>平成30年度予算額は30人分であるが、平成31年度予算要求にあたっては、平成30年度の申込み人数を勘案したうえで、できるだけ多くの方が助成を受けられるよう予算要求を行う。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見45	<p>○防災士資格取得者の計画的な確保の必要性（P56）</p> <p>区では各災害協力隊に最低1名の防災士を置くことを目標としている。</p> <p>防災士資格取得者が所属している災害協力隊の比率は、深川地区、城東地区ともに、約50%程度に留まっている。また、区では平成29年度において新たに3隊の災害協力隊が結成されたことからわかるように、住民の増加により、災害協力隊が新たに結成される可能性が高いため、目標達成がさらに遅れることが予想される。</p> <p>よって、区は全ての災害協力隊に防災士を配置するまでの目標達成の時期と、当該目標達成までの過程を明確にして、計画的に防災士の資格取得者を確保していく必要がある。</p>	<p>災害協力隊の防災士資格取得に対する考えには温度差があり、防災士が数名いる災害協力隊と一人もいない災害協力隊が存在している。＜意見44＞で回答したとおり、防災士が一人もいない災害協力隊を優先して決定しているが、申込みのない災害協力隊に対しては積極的にアプローチを行っていく必要がある。具体的には、案内送付の際に、該当する災害協力隊に対し、区では各隊最低1名の防災士を目標にしていること及び防災士が一人もいないため優先して資格取得が可能であることを明記し、目標達成に向けて取り組んでいく。また、目標達成の時期については、目標の変更も含め、今後検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見46	<p>○防災士フォローアップ研修の参加率の向上の必要性（P57）</p> <p>区では、防災士の能力を維持することにより地域防災力の向上促進を目的として、防災士資格取得者を対象に平成24年度から毎年度1回「防災士フォローアップ研修」を行い、講演会を開催している。</p> <p>その研修での防災士の参加人数自体は増加しているが、研修対象者の増加率に比して少ないため、結果として防災士参加率が低下傾向にある。このため、区は研修対象者に「防災士フォローアップ研修」の重要性を認識させ、研修参加を啓発することが望ましい。</p>	<p>防災士フォローアップ研修は毎年2月に開催している。毎年1月に開催している災害協力隊リーダー講習会や各災害協力隊からの要望により実施している防災講話の機会等において、同研修を積極的にPRし、参加率の向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見47	<p>○避難行動要支援者避難支援活動補助金の交付要綱と提出要領の不整合（P57）</p> <p>「江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱」（以下、「要綱」という）と「避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領」（以下、「要領」という）における補助対象経費が整合していない。</p> <p>要綱では補助対象経費として、個別計画の作成に直接支出した費用のみに限定している。</p> <p>一方、要領では、地域における避難支援体制の構築に必要な経費を広く認めている。また、補助金の交付を受けた多くの災害協力隊では訪問活動を行った者に対して謝金を支払っているのが実情である。</p> <p>要綱は公表されており、この要綱をもとに充当する経費がないとして補助金の交付を申請しない災害協力隊もあると考えられることから、要綱と要領の不整合を解消する必要がある。</p> <p>なお、今後区は避難行動要支援者を地域の中で支援する体制づくりを後押しするのであれば、要領に沿って要綱を見直すことも一つの方法である。また、災害協力隊に対し謝金の支払いを認めるのであれば、要綱に明文化するとともに、その金額が恣意的に決定されることのないように、調査1件あたりあるいは活動者一人あたり活動費の上限を定める等、一定の方針を設ける必要がある。</p>	<p>この避難行動要支援者避難支援活動事業は、単なる個別計画作成を目的とした事業ではなく、災害時に避難行動要支援者の避難行動を支援する体制整備のための事業である。しかしながら、要綱上は個別計画作成のための費用のみを補助する文言となっているため、要領に合わせる形で要綱を改正し、地域における避難支援体制の構築に必要な経費について広く認めることを要綱においても明確化し、不整合を解消する。</p> <p>また、要綱改正時に謝礼金の記載についても検討するが、活動費の上限については、災害協力隊の世帯数や活動地域に差があるため、適切な設定ができるか、今後検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見48	<p>○避難行動要支援者避難支援活動補助金の使途の適正性（P59）</p> <p>避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱では、補助対象経費を個別計画及び個別計画報告書の作成及び更新に要する消耗品費及び印刷費、交通費並びに通信料並びにかばん等訪問等調査に要する物品の購入に係る経費としている。しかしながら、サンプルとして抽出した任意の12件のうちの5件について建材費、敬老記念品、介護式車椅子や多額の飲食費等、個別計画の策定とは無関係な支出に充当されていた。</p> <p>一方で、避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領には、補助対象経費として防災資機材購入費や要支援者対策の勉強会や打合せ費用などが認められており、災害協力隊は当該要領に従い支出をしていることになっているが、それらが実際に避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領の目的に沿った支出であるかどうか、確認が得ることができなかった。</p> <p>よって、区は災害協力隊の支出について、不適切な支出を含んでいることが懸念される場合には、当該支出の目的適合性を確かめる必要がある。</p>	<p><意見47>で回答したとおり、要領に合わせる形で要綱を改正し、避難行動要支援者避難支援活動補助金の使途は地域における避難支援体制の構築に必要な経費について広く認めていることを明確にする。その上で、支出について要綱と照らし合わせ、適切であるよう確認しながら、補助制度を運用していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見49	<p>○避難行動要支援者避難支援活動補助金の繰越金の繰越理由の適正性（P59）</p> <p>避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱では、交付される予定の補助金の全部または一部を次年度以降に繰り越し、積立を行う場合は、その積立金の使途計画すなわち目的、購入予定商品名、金額、支出予定時期等を記載した書類を区に提出する必要がある。</p> <p>区に提出された積立金残高調書を調査した結果、繰越用途がAEDや投光機といった、防災資機材には該当しないものために積み立てられていた。とりわけAEDは耐用年数が最長で8年と短く、日常的な管理が必要であることから、災害に備えて倉庫で保管する資機材としても適さないものである。</p> <p>災害協力隊によっては、当該補助対象経費を災害協力隊活動助成金の対象経費と同様であると捉えている可能性があるため、区において当該補助対象事業及び補助対象経費にあたる防災資機材を明確にし、災害協力隊に伝達した上で、適正な補助金の積み立てを行うよう指導する必要がある。なお、防災資機材にはあたらないが、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に資するため補助金の交付対象経費に含めることが望ましいと考えられるものについては、必要に応じて要綱及び要領を修正する必要がある。</p>	<p><意見47>で回答したとおり、要綱を改正し、避難行動要支援者避難支援活動補助金の使途は、地域における避難支援体制の構築に必要な経費について広く認めていることを明確にする。</p> <p>また、投光機やAEDは広義の防災資機材であると認識しているが、避難行動要支援者避難支援活動補助金、災害協力隊活動助成金のそれぞれ適切なもので支出されるよう指導していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見50	<p>○外部提供同意書の発送頻度について（P59）</p> <p>同意方式名簿記載の意思確認となる「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」の対象者への発送は3年ごとであり、この3年というサイクルは区独自のものである。同意方式名簿の周知はこの個別通知の他、区報やホームページ等でも可能なことから、区では費用対効果などを総合的に判断して、発送頻度をこのサイクルにしている。</p> <p>しかし、避難行動要支援者数は平成26年度から平成28年度の3年間で10,232人増加している一方で、同意方式名簿記載人員は1,085人減少し、同意割合も44.0%から30.8%まで減少している。このため、現在の周知方法では必要としている対象者に十分情報が届いていない可能性がある。</p> <p>避難行動要支援者の増加が単純に同意式名簿人員の増加につながるものではないが、高齢化やそれに伴う要介護者の増加を考えると、現状の3年という同意書発送頻度や区報等による周知方法を見直し、必要な情報が対象者に届き、それにより災害協力隊等、地域での共助の活動体制が整備されるようにする必要がある。</p> <p>例えば、従来の方法に加えて、新たに要支援者となったときに同意書を発送する等の方法が考えられる。</p>	<p>現在の手法は費用対効果等を総合的に判断した結果であるが、ご指摘のとおり、3年毎の発送では、中間の2か年に新たに対象となる人への個別の通知は無く、区報等による周知のみになるため、情報が届いていない可能性があり、名簿記載人員減少の一因と考えられる。</p> <p>意見のとおり、同意書発送後に新たに関係機関共有方式名簿に登録された人については、中間の2か年にも同意書を発送することを検討したい。</p> <p>また、既通知者の中にも情報が正しく伝わっていない人がいることが考えられるので、民生・児童委員や居宅介護支援事業者等介護事業者にも協力を求め、訪問時に制度の周知と同意の勧奨をしてもらうよう努めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
意見51	<p>○災害協力隊の状況に合わせた対応（P65）</p> <p>災害協力隊が結成されている地域では、災害協力隊が、同意方式名簿に掲載された避難行動要支援者に対する個別計画作成の任務を負うこととされている。しかし、結成されている災害協力隊のうち、およそ3分の1が個別計画を全く作成していない。</p> <p>個別計画が作成されていない場合は、災害協力隊に対し事業の詳細や重要性、関連する補助金について説明することで事業への協力を呼びかけている。しかし、避難行動支援事業は地域の自助・共助の精神によって成り立つものであることを考えると、例えば災害協力隊の高齢化等により避難行動支援プランが実行不可能である場合もあると思われる。しかも、そのような地域こそ、災害時等に支援が必要になる可能性が高く、区としては現在の避難行動支援プランが進んでいない地域に対しては保健所や地域支援センター等との連携も含め災害時の対応を検討しておく必要があると考える。</p>	<p>大災害時には公助がしばらくの間は十分機能しないということは、公的機関もまた被災から免れないこと、区内被害が同時多発かつ甚大に発生することから考えても、また、全国各地における過去の大災害の経験からも明らかである。そのため、避難行動要支援者に関する計画は「共助」の枠組みの中で体制構築を目指しているものである。そのため、避難行動支援プランが進んでいない地域について、区が主体となって災害時の対応を検討しておくというのはいまだに実効性がないものとする。本区としては、災害協力隊の高齢化等の課題も含め、全体的にいかに関係機関と連携を強化していくについて今後も検討を続け、また、避難行動支援プランが進んでいない地域については、共助を前提に、少しでもそうした地域を減らしていくための検討を続けていく</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見52	<p>○資機材点検にあたり、帳簿の網羅性の確認を依頼する必要性（P66）</p> <p>災害対策資機材は、毎年区の委託を受けた事業者が点検しており、区はその報告を受けて、必要な修繕や廃棄を行っている。しかしながら「指摘事項14」で述べるとおり、資機材倉庫には帳簿には記載されていない資機材が多く見受けられた。区は事業者に対し、点検にあたり帳簿に記載されていない資機材が存在する場合は区に報告することを求める必要がある。</p>	<p>資機材の点検は、各倉庫に格納されている資機材（煮炊きバーナー、ろ水機、発電機等）が正常に作動するかの点検であり、委託業者からの報告により、必要な修繕等を実施するものであり、帳簿との突合まで実施するものではない。</p> <p>倉庫の棚卸しに関しては「指摘事項14」でも回答するが、各防災倉庫の棚卸しについては、費用対効果を考慮のうえ、予算化を検討する。各小中学校の備蓄倉庫・資機材格納庫の棚卸しについては、防災倉庫の棚卸しの結果を踏まえ、予算化を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見53	<p>○公金の運用をしている金融機関等の経営状況の報告を行う必要性（P69）</p> <p>平成28年度公金管理計画では、会計管理者は、公金の保管・管理にあたって、預金先の金融機関及び債券発行体の経営状況の把握に努めるとしている。</p> <p>会計管理者は、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区及び足立区で構成される第5ブロック会計管理者の会共同公金運用管理協議会において、合同で都市銀行4行、地方銀行2行、第二地方銀行2行、信用金庫11庫、信用組合3団体の金融機関の分析を行っている。また、区が保有する債券の発行体については、決算説明会に参加して発行体の経営状況を把握している。</p> <p>しかしながら、会計管理者はこれらの内容を公金管理運用委員会へ報告していない。よって会計管理者は公金管理計画に従い、毎年1度は金融機関等の経営状況の報告を行う必要がある。</p>	<p>毎年の公金管理運用委員会において、金融機関の経営状況および債券運用状況の報告を行う。</p> <p style="text-align: right;">【会計管理室】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘7	<p>○公金管理運用委員会において調査・審議を行う必要性（P69） 公金管理運用委員会では、金融機関の選別や金融商品の選択について、調査及び審議することとなっている。しかしながら、公金管理運用委員会ではこれらの審議を行わず、メガバンクについては金利や入札の現状を説明し、中小規模の信用金庫については、預入上限基準を定めていることや信金等に多額を預けるのは不安であること、運用を予定している金融機関の中には入札を辞退するところもあることから、運用先を見つけるのが極めて困難な状況になっているので、運用ができないという結果も了承してもらいたいとしており、実質的な金融機関や金融商品の選択を会計管理室に一任するよう求めている。 公金管理運用委員会は設置要領に基づき、金融機関や金融商品の調査及び審議を行う必要がある。 なお、会計管理者は公金管理運用委員会には報告していないものの、継続的に金融機関等の開催する金融商品や資金の運用に関するセミナーに参加していることから、その内容を公金管理運用委員会に報告し、公金管理運用委員会における調査及び審議の材料とすることが考えられる。</p>	<p>公金管理運用委員会に金融機関の経営状況を報告するとともに、専門家による金融商品にかかわるセミナーを適宜受講し、その内容を報告することで、調査及び審議の材料となるよう取り計らう。</p> <p style="text-align: right;">【会計管理室】</p>
指摘8	<p>○公金管理計画に従った手続きを行う必要性（P69） 平成28年度公金管理計画では、指定金融機関以外の金融機関で定期性預金の運用をする場合には、経営状況の良好な金融機関の選定基準を設け、これに該当する金融機関の中から見積もり合わせや引き合いを行い、有利な金融機関に預金をすることとなっている。また、見積もり等の結果が同程度の場合や結果の候補が複数ある場合は区への地域貢献度等を優先することになっている。区は指定金融機関以外の金融機関に56億円を定期預金として預け入れているが、これらの金融機関について見積もり合わせや引き合いを行っていない。これは、電話による事前照会にあたり、複数の金融機関より入札の辞退を受けたためとのことであったが、入札辞退に関する記録が残されておらず確認できなかった。会計管理者は、公金管理運用委員会において経営が良好な金融機関の選定を行い、選定した金融機関に見積もりや引き合いを行って公金の運用を行う必要がある。また、入札の辞退を受けた場合においては、その旨を記録し、区民に説明できるようにしておく必要がある。</p>	<p>見積もり合わせや引き合い等によって分析した結果を記録するとともに、入札辞退があった場合はその記録も残すように様式を改めた。</p> <p style="text-align: right;">【会計管理室】</p>
意見54	<p>○全ての金融機関について預入限度額を設ける必要性（P70） 区では三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行を三大メガバンクとし、三大メガバンクを除く金融機関への預金は、当該金融機関の総預金量の0.1%程度を上限とするとしており、三大メガバンクへの預金について預入限度額を設けていない。このため指定金融機関に基金残高の60.2%にあたる578億円を普通預金に預け入れている。しかし、普通預金は、預金保険制度の対象となる預金の額が1千万円であり、大手都市銀行だからと言って経営が破たんしないという保証はない。区は、リスク分散による安全性の観点から、これらの銀行についても一定の預入限度額を定める必要がある。</p>	<p>各区の状況等を調査し、今後の検討課題としたい。</p> <p style="text-align: right;">【会計管理室】</p>
意見55	<p>○公金の運用にあたり外部の専門家の助言を受ける必要性（P70） 公金管理運用委員は基金を所管する課の課長及び財政課長、会計管理室長など18名により構成されている。公金管理運用委員会の調査・審議事項である金融機関や金融商品の選択には金融に関する専門的な知識が必要であることから、江東区公金管理運用委員会設置要領では、必要であると認めるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができるとしている。 平成28年3月24日に開催された公金管理運用委員会では、「金利が高いというだけで信金等に多額を預けるのは不安である」としている。これはリスクを最小限に抑えるために熟慮したうえでの判断であったと考えられるが、より専門的な見地から金利の動向や金融機関等の経営状況を調査するために、区は金融の専門家等の意見を聞く必要がある。 なお、東京都では、公金アドバイザー会議において公認会計士、金融アナリスト、弁護士等による検討を経た上で、公金管理計画を策定している。更に、港区では公金管理運用計画の策定にあたっては公認会計士、金融アナリスト等で構成される港区公金管理アドバイザーの助言を受けている。</p>	<p>各区の状況等を調査し、今後の検討課題としたい。</p> <p style="text-align: right;">【会計管理室】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見56	<p>○防災基金の取崩しに備えた柔軟な運用の必要性（P70）</p> <p>防災基金の平成29年3月末の残高は3,708,525千円であるが、そのうち70.3%にあたる2,608,525千円を普通預金口座に、1,100,000千円については財投機関債により運用している。これは、災害はいつ発生するかわからず、災害の発生時にすぐに基金を取崩すことができるようするためである。</p> <p>しかしながら、災害が起きた途端に数十億円の基金の取崩しが必要になるわけではない。発災時には初期の応急対策による支出が主であり、不足する備蓄物資等の調達や運搬のための費用は通常の支出命令書により処理され、取崩し額は限定的である。その後復旧にあたり多額の基金の取崩しが必要になると考えられる。</p> <p>このため、基金の運用にあたっては、発災時に想定される資金需要に合わせて長期または短期の定期預金や、債券等による柔軟な運用をすることが望ましい。</p>	<p>意見事項の内容のとおり、基金の運用計画について、災害発生後からすぐに必要とされる額と、それ以外の額と分類して運用期間を設定するとともに、短期間のもので、定期預金や債権など柔軟な運用となるように、公金管理運用委員会へ計画を提出し、改善を行った。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見57	<p>○防災基金について所管課の積極的な関与の必要性（P71）</p> <p>防災基金は現在危機管理課の所管となっている。これは平成22年に防災課から危機管理課が分離するにあたり、どちらが庶務的な役割を担うかを検討した際に、危機管理課のほうがより庶務的であるとして、危機管理課の所管となったためとのことである。</p> <p>しかしながら、防災基金の運用は会計管理室が行い、積立てや取崩し及びその充当先は財政課が決定しており、平成28年度の防災基金の取崩額157,000千円のうち危機管理課の事業に充当されたのは14,810千円と全体の9.4%に過ぎない。所管課である危機管理課での防災基金に関する業務は公金運用委員会に出席することのみで実質的に関与していない。</p> <p>また、＜意見事項56＞にあるように危機管理課では防災基金は発災時のために取崩すことを前提として運用を考えていることからすると、予防のために基金を取崩している現状は危機管理課の意思を反映していないように思われる。</p> <p>防災基金の積立て及び取崩しにあたっては所管課である危機管理課は発災時及び復旧時に必要な資金需要を見積もり、取崩しのシミュレーション等を行うことにより財政課と協議の上で積極的に関与することが望まれる。</p>	<p>基金の運用については、意見事項56の回答のとおり、所管課として公金管理運用委員会に計画を提出することで、所管課としての責務を今後も果たしていく。</p> <p>基金の積立や取崩しについては、今回いただいた意見事項を財政課にも伝え、これまで以上に財政課との意見交換を密にし、主管課としての考えを反映させるよう、今後改善に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見58	<p>○地区別防災カルテ及び地区別防災計画の作成及びタイムリーな見直し（P72）</p> <p>区では、全ての地区において、地区別防災カルテ等を作成し、5年おきに見直すこととしているが、平成29年3月31日現在、60の災害協力隊の管轄する地域で作成が行われていない。</p> <p>また、地区別防災カルテ等が作成されてから5年超が経過した地区は242地区あり、そのうち119地区が最終更新時から20年以上経過している。区では人口増加に伴い道路や建物等が変更されており、また要配慮者の状況も変化するため、地区別防災カルテ等が現状には合わなくなっているものと考えられる。このため、地区別防災カルテ等の作成及びタイムリーな見直しが必要である。</p>	<p>地区別防災カルテ等の見直しの推奨であるが、平成28年11月、作成から5年以上経過している災害協力隊が多数存在したため、改めて地区別防災カルテ等の趣旨や意義を周知するとともに、更新を検討するよう今後の意向調査（アンケート）を行った。その結果、4割強の災害協力隊から今後5年以内に更新を行う予定であるとの回答があり、平成29年度は10隊が更新を行った。また、平成29年度、新規で防災カルテ等を作成した隊は、新規設立隊を含め5隊あることから、本事業は活性化の傾向にあるものと捉えている。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見59	<p>○低い予算執行率の是正の必要性（P73）</p> <p>地区別防災カルテ推進事業の平成28年度の予算執行率は9.7%であった。また、平成27年度及び平成26年度の執行率は44.4%、43.4%と低迷している。予算の見積もりにあたっては、地区別防災カルテ等の委託先である災害協力隊の動向を把握した上で、適切な予算を計上する必要がある。</p>	<p>＜意見58＞で回答した意向調査の結果に基づき、適切な予算を計上する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見60	<p>○低い予算執行率の是正の必要性（P75）</p> <p>小災害り災者応急援助事業の平成28年度の予算執行率は45.9%であり、平成27年度、平成26年度も50.7%、31.4%と低迷している。その中で、り災者応急援助費補助金は、毎年当初予算として1,610千円を計上している。これは、予算の見積もり額として過去の最大被害の実績額1,610千円を使用しているためである。</p> <p>予算計上には様々な考え方があるが、区が公表している「平成28年度予算編成について」によると、年間で必要な経費を確実に見込むこととされている。年間の小災害の発生状況を正確に見積ることは困難であるが現実とはかけ離れた過去の最大値の実績をもとにすることは適切ではない。区は予算の策定にあたっては過去10年間の平均値や直近3年から5年の最大発生額等、現実的な予算を見積る必要がある。</p>	<p>平成31年度予算の策定にあたっては、算出方法を検討の上、適切な予算を計上する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘9	<p>○生活必需品及び資機材関連の備蓄計画の立案の必要性（P83）</p> <p>区では食料品の具体的な備蓄計画を定めているが、生活必需品及び資機材関係については具体的な備蓄計画や関連資料を作成していない。</p> <p>江東区地域防災計画では、生活必需品等の「必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とする。」と記載されているが、現在の生活必需品及び資機材関連の備蓄量の根拠や決定の経緯は不明であり、地域防災計画に沿った運用になっていない恐れがある。</p> <p>したがって、区は明確な備蓄基準を設けて、当該基準に従って備蓄計画を立案し、運用する必要がある。</p>	<p>生活必需品の給与は災害が発生し、災害救助法の適用があれば都が実施することとなるが、区は災害救助法の適用に至らない災害及び都が救助を実施するまでの応急援助として、必要な生活必需品の確保を図るものであり、現在のところ、生活必需品の備蓄量の根拠となるものはない。生活必需品は民間事業者との協定により早期に調達可能な場合もあり、明確な基準の策定は困難であるが、引き続き、適切な備蓄量については研究していく。</p> <p>また、資機材に関しては、各避難所において、避難所生活者が必要最低限の生活を送れる品目及び数量を備蓄しているところである。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見61	<p>○地域の実情に配慮した備蓄計画の作成の必要性（P84）</p> <p>地域防災計画では、備蓄計画の考え方として、「避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意する。」と記載されているが、その考え方に従って物資の確保がなされていない面もあった。</p> <p>例えば、乳児が少ない城東地区に哺乳ビンや粉ミルクが多く備蓄され、豊洲地区には乳児の数に比してそれらの備蓄が少ないのが現状であり、各地区の被害想定は、耐震・耐火構造の建物の普及の度合いと人口過密度合いによると考えられるが、このような地域ごとの人口や年齢構成、木造住宅密集地域の現状等を考慮した上で、防災用品等が備蓄されているわけではない。したがって、各地区の状況等を踏まえたきめ細かな備蓄計画を策定することが望まれる。</p>	<p>平成29年度より備蓄配備計画を見直しており、今後の見直しの中で対応していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見62	<p>○倉庫単位での備蓄物資一覧表の作成の必要性（P84）</p> <p>一つの施設で複数の倉庫がある場合に、倉庫単位ではなく、施設ごと全部まとめて一覧表として記載されているケースがあった。</p> <p>これらの施設については、各倉庫にどれだけの在庫があるかは、当該備蓄物資の移動を扱った担当者の記憶に依存している。担当者の異動等があった場合には、正確な在庫数が把握できない。よって、一つの施設で複数の倉庫がある場合に、倉庫単位で一覧表を作成する必要がある。</p>	<p>各防災倉庫の棚卸しについては、費用対効果を考慮のうえ予算化を検討するが、その中で倉庫単位での一覧表も検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘10	<p>○備蓄物資一覧表の記載誤り防止の必要性（P84）</p> <p>区が内部で作成している食料備蓄計画と区が「江東区防災対策の現状について 平成29年度」で公表している備蓄物資一覧表を照合したところ、食料品の備蓄数量に不一致があった。防災課にヒアリングしたところ、「食料備蓄計画」が正しく、「備蓄物資一覧表」に記載誤りがあるとのことであった。</p> <p>「備蓄物資一覧表」は区のホームページにも掲載されており、公衆の閲覧に供されているので、記載誤りは排除すべく、慎重にチェックする必要がある。</p>	<p>記載誤りを排除するよう全職員に対し、周知徹底を行った。「江東区防災対策の現状について」の「備蓄物資一覧表」は、平成30年度作成時に修正する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見63	<p>○防災倉庫及び備蓄倉庫等の鍵の管理基準の明確化（P85）</p> <p>防災倉庫及び備蓄倉庫等の鍵の管理は、基本的に、防災課が行っているが、文化センターやスポーツセンターなどの備蓄倉庫の鍵の管理は、各センターの施設長が行っており、防災課では鍵を持っていない。また、各学校の備蓄倉庫及び資機材格納庫の鍵の管理は、学校長が行っているが、屋外のプレハブ倉庫については防災課も鍵を持っている。ただし、空き教室が倉庫になっている場合は、防災課では鍵を持っていない。</p> <p>区の防災課所管の防災倉庫及び備蓄倉庫等である以上、防災課でも鍵を持つ必要がある。特に、当該倉庫が使用されるのは緊急時であることから、センターだけではなく、防災課でも対応できるように備える必要があるためである。</p> <p>また、各センターや各学校については、防災課が鍵を持つかどうかの基準が曖昧なので、明確な取り決めを行う必要がある。</p>	<p>防災課で鍵を所有していない防災倉庫については、各施設の防災センターで鍵を管理しているが、職員が常駐しているため、鍵を所有する必要はないと考える。</p> <p>また、各小中学校の倉庫で、空き教室が倉庫となっている場合は防災課で鍵を持っていない。しかし、学校避難所運営協力本部連絡会の場で、学校職員のほか、災害情報連絡員・避難所配置職員・災害協力隊の代表者等が鍵の所在は確認しており、避難所運営に支障はないため、防災課が鍵を所有する必要はないと考える。</p> <p>文化センター等の備蓄倉庫に保管している食料等は、第一義的には施設利用者に提供するためのものであり、また、各文化センター・スポーツセンターの職員は震度5強以上の地震が発生した場合に自動参集すると定められていることから、各施設のセキュリティの観点も含め、防災課で鍵を所有する必要はないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘11	<p>○出庫記録の管理不備について（P85）</p> <p>区では備蓄食料品に関して、新規購入した場合の入庫と同時に古いものを同数出庫するとして、出庫記録については管理していない。しかしながら、新規購入に伴う出庫以外にも、実際にはイレギュラーな出庫が存在している。</p> <p>イレギュラーな出庫があった場合、出庫管理をしていないと、備蓄物資一覧表で表示される在庫数と実際の在庫数との間にズレが生じ、実際にどれだけの備蓄があるか把握できなくなる。</p> <p>イレギュラーな出庫の有無にかかわらず、入出庫を同時に管理してこそ、正しい在庫数の把握に結びつくのであるから、区は入庫記録のみならず、出庫記録も合わせて管理する必要がある。</p>	<p>入出庫管理は従前より実施しているが、特にイレギュラーな出庫について管理が徹底されておらず、備蓄物資一覧表で表示される在庫数と実際の在庫数との間にズレが生じていたので、入出庫記録の管理を適正に行う。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘12	<p>○備蓄物資一覧表の記載不備について（P86）</p> <p>備蓄物資の中には、備蓄物資一覧表には記載されているが実地調査では在庫として存在しないものがあった。</p> <p>区の調査の結果、いずれも在庫自体が存在せず、残高としても存在しないとの回答を得た。単純な記載ミスとのことであるが、原因については不明である。誤記載が起ころぬように、入出庫管理表と連動させて、備蓄物資一覧表を作成する必要がある。</p>	<p><指摘11>で回答した適正に管理した入出庫管理表に基づき、備蓄物資一覧表を作成する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見64	<p>○同一用途の備蓄物資の同一場所での配備の必要性（P86）</p> <p>本庁舎防災倉庫の防災センター及び豊洲シビックセンター防災倉庫には、乳児のための哺乳瓶が保管されていたが、粉ミルクや保存水の備蓄はされていなかった。哺乳瓶だけあっても、粉ミルクや保存水がなければ使用できず、また逆に粉ミルクと水があっても哺乳瓶がない場合も同様である。</p> <p>また、各学校の備蓄倉庫には食料品が保管されているが、食料品とともに使用する割り箸やアルミ皿などが資機材格納庫に保管されているといった事例が多く見受けられた。災害発生時に円滑な対応を行うために、同一用途の備蓄物資は同一場所に配備する必要がある。</p>	<p><意見61>で回答したとおり、平成29年度より備蓄配備計画を見直しており、その中で対応する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘13	<p>○倉庫入口を塞ぐ障害物の除去の必要性（P86） 今回の実地調査対象先である倉庫について、緊急時における物資の搬出が支障なく行われうるかどうか確認したところ、倉庫入口が障害物によって塞がれている事例が見出された。今後は、倉庫前の障害物の撤去又は倉庫の移動が必要である。</p>	<p>倉庫の障害物がゴールポストや廃棄物である小中学校については、撤去依頼を行った。障害物が立木である小中学校については、施設所管課との間で、倉庫の移設または立木の伐採の措置を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見65	<p>○各倉庫の整理整頓の必要性（P87） 実地調査にあたり、全体的な保管状況を調査したところ、今回の実地調査の対象先である倉庫の中には、整理整頓が十分ではなく、極めて雑然としている事例があった。主な原因としては、備蓄物資の量に対して、倉庫の容量が小さすぎる点にある。極端に狭小な倉庫については、整理するにも限界があるので、増設等についても検討する必要がある。</p>	<p><意見62>で回答したとおり、各防災倉庫の棚卸しについては、費用対効果を考慮のうえ予算化を検討するが、その中で倉庫内の整理と適切な管理方法を検討する。また、各小中学校の倉庫については、倉庫の容量の問題に加え、学校所有物との混在にも問題があるため、収納のルールについても周知を図っていく。また、倉庫の必要量については、避難所の機能強化と合わせ検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘14	<p>○在庫一覧表と在庫数の不一致及び在庫の記載漏れの防止の必要性（P88） 実地調査にあたっては、備蓄物資一覧表には記載がないにもかかわらず、実際には備蓄物資として存在する事例や備蓄物資一覧表に記載されていた在庫数と実地の在庫数とが不一致となる事例が多数見受けられた。ズレの原因として、一覧表の在庫数より実地数が多い場合には入庫管理の不備であり、一覧表の在庫数より実地数が少ない場合には出庫管理がなされていないことに起因すると考えられる。今一度各倉庫を点検して、一覧表の在庫数と実地数の不一致を解消し、今後については、入出庫管理を徹底させて、在庫の不一致を未然に防ぐ必要がある。</p>	<p>入出庫記録の管理を適正に行った上で、<意見62>で回答したとおり在庫数と実地数の不一致解消のための各防災倉庫の棚卸しについては、費用対効果を考慮のうえ、予算化を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見66	<p>○運搬用の脚立や台車の管理（P91） 豊洲シビックセンター防災倉庫2-1には、運搬用の脚立1台及び台車1台があったが、区防災課では防災用資機材として把握しておらず、区の備品と判別するためのシールも貼付されていなかった。これらは、各倉庫に1台ずつ備え置くようにする予定とのことであったため、今後は防災用資機材として管理することが望ましい。その際は、区防災課の備品と判別できるようにシール等を貼付する必要がある。</p>	<p>脚立や台車は備品ではなく消耗品のため、備品シールは添付していない。また、防災倉庫内にある脚立・台車の所有者が防災課であることは明白であり、主な用途は日常の入出庫に使用することであるため、シール等の添付は特段必要ないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見67	<p>○同一施設の倉庫間における物資の移動について（P91） 各学校には、防災課所管倉庫として備蓄倉庫と資機材格納庫の2種類がある。備蓄物資一覧表には備蓄倉庫にて保管と記載されているにもかかわらず、実際には資機材格納庫に移動している事例、またはその逆となっている事例があった。発災時に物資がどこにあるかわからず、混乱を生じる恐れがあることから、備蓄物資一覧表に記載されているとおりに、物資を配備する必要がある。また、スペースの関係上、やむなく倉庫間の物資の移動を行う場合には、入出庫記録管理表及び備蓄物資一覧表にその旨を記載し、物資の所在を明確化する必要がある。</p>	<p>防災倉庫と資機材格納庫について、物資の所在を明確化しておいた方が良いため、物資入替等の機会を捉え内容物を確認し、備蓄物資一覧表を適宜修正していく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見68	<p>○消費期限切れや劣化した備蓄品の払い出し管理の必要性（P92） 今回の実地調査の対象先である倉庫には、消費期限切れの食料品や劣化して使えなくなった物資が保管されている事例があった。期限切れの食料品については、緊急時に避難所生活者等に支給するにふさわしくないため、期限切れとなる前に回収して、新しい食料品に入れ替える必要があり、また、入れ替え時に漏れ等が生じないように、綿密な計画を立てておく必要がある。生活必需品や各資機材についても、食料品の入れ替え時などに定期点検を実施して、期限切れや劣化している物資があれば廃棄し、必要に応じて補充すべきである。</p>	<p>食料品に関しては、入替時に委託業者の回収漏れがあったため、そのようなことのないよう指導を行う。また、小中学校や区施設では、依頼により、期限切れの食料品の回収を行わず、各小中学校や区施設で食する場合がある。この場合、期限内に消費できなかったものについては、廃棄するよう周知徹底を行う。資機材については、点検時に必要があるとされたものについては修理等を行っており、乾電池等の使用期限のあるものについては入出庫記録に使用期限を明記することとし、適正に入替を行う。生活必需品等期限のないものについては、開封すると劣化してしまうものもあるため、入出庫記録に購入年月を明記することとし、適正に入替を行う。なお、一部の資機材・生活必需品については業者に耐用年数等を確認のうえ入替計画を作成したので、今後は本計画を基に予算要求を行う。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見69	<p>○生活必需品及び資機材の保管状況について（P92） 今回の実地調査の対象先である倉庫には、入庫時から相当程度の年数が経過した生活必需品及び資機材が保管されていた。なお、食料品とは異なり、生活必需品及び資機材については買換え等のルールは定められていない。生活必需品及び資機材については、ある程度の期間が経過しても直ちに使えなくなるわけではないが、ものによっては何もせず放置しておく、肝心なときに劣化して使えない恐れもある。生活必需品及び資機材についても、定期的な使用可能な状態にあるかどうか点検することが望まれる。</p>	<p><意見68>の回答内容と同様の対応とする。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見70	<p>○期限切れ間近の食料品の管理の必要性（P93） 賞味期限まで1年以内となる食料品については、防災課で回収し、いったん防災倉庫で保管している。これらは、区直営の高齢者・障害者・その他施設や防災訓練参加者などに配布しており、有効活用に努めている。 しかしながら、いったん回収したこれらの食料品については、特に数量管理は行っていないとのことであった。有効活用をさらに促進する意味では、期限切れ間近の食料品であっても入出庫管理を行って、正確な残高を把握することが望ましい。配布した数量・配布先・廃棄となった数量等についても統計を取るようになれば、さらなる改善に資すると思料する。</p>	<p>期限切れ間近となり備蓄計画から外れた食料品についても、数量管理を行っている。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘15	<p>○都からの寄託物資の管理の必要性（P94） 東京都と江東区は、平成21年3月4日に寄託契約書を取り交わしており、区は都から寄託された備蓄物資を区の倉庫で預かっている。緊急時に、区は都からの寄託物資を払い出して、避難所生活者等に配布できる定めとなっている。 都からの寄託物資には毛布や鍋などがあるが、備蓄物資一覧表の在庫数と実地の在庫数との間に不一致が多くあった。 寄託契約書第7条では、「区は、都が依頼した場合、物資の保管状況及び保管場所を都に報告する。」旨が定められているが、上記のような不一致があると、区は都に対して正確な報告をすることができなくなる。したがって、都からの寄託物資であっても、区の備蓄物資と同じ水準で、入出庫管理及び残高管理を徹底する必要がある。</p>	<p>東京都の寄託物資についても、入出庫管理を行っている。しかし、備蓄物資一覧表と実地の在庫数との間に不一致があるため、＜意見62＞で回答したとおり、棚卸しについて、費用対効果を考慮のうえ予算化を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見71	<p>○備蓄物資の定期棚卸の必要性（P94） 現在、区では全ての倉庫において備蓄物資の棚卸を実施していない。その結果、備蓄物資の数に不一致があっても気付くことなく、見過ごされたままの状態となっている。このため、定期棚卸を実施して、備蓄物資一覧表の在庫数と実地の在庫数とを照合して、在庫の過不足がないか確認し、過不足があればその原因を究明する必要がある。また、定期棚卸の際に保存期限や劣化の状況などを確認することで、在庫の品質を把握することも必要である。 定期棚卸の頻度としては、本来であれば年1回程度が望ましい。ただし、全倉庫について毎年一斉棚卸をすることは物理的に困難であることから、各倉庫3～5年ごとに循環棚卸を実施することが現実的な対応であろう。実現可能な棚卸計画を立てて、実施していくことが望まれる。</p>	<p>＜意見62＞で回答したとおり、棚卸しについて、費用対効果を考慮のうえ予算化を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見72	<p>○備蓄物資以外の在庫について（P95） 今回の実地調査においては、本来の備蓄物資ではないものが備蓄倉庫等に保管されている事例が多く見られた。 防災訓練の記念品として配布したものの余りについては、使用可能ならば区民・職員等に配布し、不可能ならば処分する必要がある。また、学校備品については、学校倉庫に保管すべきであるが、スペース上の問題でそれが叶わず備蓄倉庫等に保管する場合には、置き場所で明確に区分すべきである。</p>	<p>防災訓練の記念品等については、啓発イベントで配布する等、有効活用可能なため、防災倉庫に保管している。各小中学校の倉庫内に学校所有の文書等が保管されていることに関しては、＜意見65＞で回答したとおり、収納のルールについて周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘16	<p>○防災課から学童クラブへの備蓄食料の確実な移動（P99） 学童クラブの備蓄量は「放課後支援事業危機管理対応マニュアル」に定められており、全登録児の3割の人数の3日分とされている。 備蓄の調達方法として、水は購入し、食糧は毎年防災課の備蓄食糧から賞味期限が近くなったものを活用することになっているとのことであり、これは平成25年度より放課後支援課に防災備蓄の予算が付かなくなったことによる対応であった。 しかし、防災課からの備蓄食料を移動する取り決めをしたものの、運用されたのは平成25年度及び平成26年度のみであり、それ以降は運用されていない。 実際に、学童クラブ7か所の備蓄リストを入手したところ、水はすべてのクラブで備蓄されていたが、3か所の学童クラブで食糧備蓄がなく、また、備蓄リストにおいて児童用と職員用の区別がなく児童用の備蓄がなされているのか判別できないクラブが3か所あった。 学童クラブは保護者等が就労している児童が対象となっており、備蓄の必要性がより高いと思われる。このため、放課後支援課と防災課の連携を見直し、毎年確実に備蓄ができるようにする必要がある。</p>	<p>放課後支援課と防災課で覚書を作成し、確実に備蓄品を調達できるようにする。また、クラブで保管する際には職員用と児童用の区別を徹底するように指導する。</p> <p style="text-align: right;">【放課後支援課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見73	<p>○指定管理者及び受託者が運営する学童クラブへの水支給の取り決めの明文化（P100）</p> <p>学童クラブのうち、指定管理者及び委託により運営される学童クラブの備蓄は指定管理者または受託者独自で行い区からの支給はしないこととされているが、現在は指定管理者または受託者によって運営されている学童クラブにも水が支給されている。</p> <p>このような状態になっている要因の一つとして、指定管理者または受託者への水の備蓄への対応の根拠が放課後支援課の内部文書「食料備蓄に関するメモ」への記載であり、規則、マニュアル等に明文化されていないことがあげられる。</p> <p>区での方針を再度確認し、正しい支給がなされるようにする必要がある。</p>	<p>危機管理マニュアルに公設民営学童クラブは独自で備蓄することになっている旨を改めて明記し、平成30年3月の児童館長会にて周知を行った。平成31年度以降は、委託料に備蓄食料水の分も含めて予算要求を行う。</p> <p style="text-align: right;">【放課後支援課】</p>
意見74	<p>○備蓄の定期的な棚卸しの必要性（P100）</p> <p>小中学校には災害時等の保護者への引き渡しまでの児童・生徒のための備蓄をしているが、小学校、中学校各1校の在庫調査を実施したところ、あるべき数量と実際の数量に差異があった。保管状況を確認するためにも、定期的に棚卸しを行う必要がある。</p>	<p>備蓄物資数量の差異は、更新時期（食料平成29年度、水平成30年度）をもって解消する予定である。</p> <p style="text-align: right;">【庶務課】</p>
意見75	<p>○防災課の備蓄倉庫と学校備蓄倉庫の区分の必要性（P100）</p> <p>区では、全ての小中学校が災害時に避難所となるため、児童・生徒のための備蓄の他に、学校敷地内や校舎内に区民のための備蓄倉庫や資機材格納庫を設けている。その上で、児童・生徒の備蓄は教育委員会、区民のための備蓄倉庫と資機材格納庫は防災課の管轄となっており、本来であれば使用目的が異なるため、区分管理されるべきものであるが、監査での在庫調査を実施したところ、一部の事例として防災課の備蓄食料の中に教育委員会の備蓄食料が区分なく混在して保管されていた学校があった。</p> <p>このような状況下では棚卸しなど在庫管理が困難であり、購入による搬入や賞味期限切れ等の搬出作業により、あるべき在庫残高に対し過不足が発生する可能性が高い。</p> <p>また、学校内に設置されている防災課の防災倉庫の鍵を学校が管理しているのは避難所の施設管理者であるからであり、防災課の倉庫を自由に使用して良いという意味ではない。</p> <p>使用目的の異なる備蓄物資等が同一の倉庫に区分なく混在していると、災害時に災害協力隊等の活動に支障をきたす可能性がある。</p> <p>教育委員会の備蓄物資と防災課の備蓄物資とは、第一義的には別倉庫にて保管する必要がある。しかし、スペースの関係上、同じ倉庫に保管する場合は、置き場所で明確に区分する必要がある。それすらもできないのであれば、倉庫の増設を検討する必要がある。</p>	<p>防災課の備蓄食料と混在していることについては、平成30年3月に行う食料の更新時に対応していく。</p> <p style="text-align: right;">【庶務課】</p>
意見76	<p>○備蓄量の妥当性（P101）</p> <p>区においては平成25年度に幼稚園及び小中学校の備蓄を一斉購入して以降、基本的に備蓄の追加購入は行っておらず、一部の学校において、児童・生徒数が増加しているために、備蓄量が不足している結果となった。</p> <p>備蓄量はあくまでも目安であるため、多少の過不足があるのは仕方ないが、有明小学校や深川第五、第八、亀戸中学校などでは25年度から28年度にかけて、児童・生徒数が50%近く増加しており、現在、区で定めている備蓄が適正に保有されているとは言えない。</p> <p>このため、人員に対する備蓄量の妥当性は毎年検討することが必要と考える。また逆に、人員の減少により備蓄量が過大になっている学校もあることから、学校間での移動を行うことにより購入を最小限にすることも一つの方法である。</p>	<p>食料においては、平成29年度更新時、水においては、平成30年度更新時に過不足が解消する。また、児童・生徒数の増減を毎年度確認し、大幅な過不足が生じないよう数量管理を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【庶務課】</p>
意見77	<p>○江東区帰宅困難者対策費補助金と施設強化推進費加算（P105）</p> <p>特定教育・保育施設である認可保育園と認定こども園には備蓄について2種類の補助金が設定されているが、帰宅困難者対策費補助金額で備蓄基準はカバーできる内容となっている。</p> <p>施設強化加算は国の制度であり区独自で運用方法を変更するのは難しいが、江東区帰宅困難者対策費補助金は区単独の施策であるため、補助対象、内容を見直し、備蓄に対する補助がより適切に行われるようにすることも考えられる。</p>	<p>帰宅困難者対策費補助金は、入所児童及び受託児童の概ね3日分の飲料水及び食糧を補助対象とする一方で、施設機能強化加算は補助対象範囲が広いため、3日分を超える食糧購入に充てたり、その他施設の総合的な防災対策に充てることが可能となっている。施設には、この違いを明確に示し、重複した補助金利用が無いように留意している。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見78	<p>○定期的な棚卸し（P105）</p> <p>区立保育園の備蓄配備リストにより、園児の定員に対し必要な備蓄が配備されていることは確認できたが、定期的に現物を数えるという棚卸しは実施されていない。</p> <p>備蓄品の賞味期限が5年であるため一度購入すると5年間はそのまま放置され、例えば誰かに持ち出されても気づかないという可能性もあることから、年に1回程度、過不足や保存状況の確認を行い、災害時等に備蓄品が有効活用できるようにすべきである。</p> <p>棚卸しは、区立以外の施設でも実施することで補助金の適正利用も踏まえた備蓄量のコントロールに役立つものと思われる。</p>	<p>区立保育園では年に1回程度備蓄食料のチェックは行っているが、現状ではチェック内容が各園で異なり、数量や保存状況の把握が適切に行われているのかは不明である。</p> <p>そのため、数量や保存状況の確認ができるよう区立保育園全園で統一の書式を作り、各園で毎年9月1日に確認を実施するよう周知を行った。</p> <p>なお、区立以外の保育施設に関しては、備蓄物資のチェックは各施設に任せており、数量や保存状況を適切に把握しているか否か不明である。今回の意見事項の内容を各施設に周知し、補助金を活用した備蓄物資購入が無駄にならないように、適正な備蓄を呼びかけるとともに、指導検査の際に、備蓄物資が保存されているかどうかのチェック項目を設け、確認を行っている。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
意見79	<p>○ペットとの同行避難訓練の必要性（P107）</p> <p>区では災害時の避難にあたって、ペットとの同行避難を原則としていることから、ペット同行可能な避難所における、ペット用避難施設の設置やペット同行で避難所に入れる条件など、ルールの策定が求められる。</p> <p>これについて、区では平成28年度に防災訓練を5回実施しているが、ペットとの同行避難訓練は実施されておらず、平成29年度も予定されていない。一方で防災訓練のシナリオを見るとペットを同行して避難所に来る人が想定されており、“事前計画どおりの場所にテントを設置する”とされているが、実際にテントを設置することは行われていないため、事前計画が策定されているかどうか確かめることができなかった。</p> <p>江東区学校防災マニュアルには避難所ペット台帳があり、それには備考欄で「登録・ワクチン接種の有無」を記載するが、実際の現場において登録の有無やワクチンの有無で受け入れを判断するのは明記されていない。</p> <p>現実の災害現場ではテント設営、ペット台帳による受け入れ、ペットの避難場所への振り分けなどを行う必要がある。また、ケージに入る小型のペット以外の大型犬の場合、リードをつなぐ場所の確保が必要となるが、現実には適当な場所が確保されないなど、想定外の事項が発見される可能性もある。</p> <p>ペットとの同行避難訓練を行うことにより、現在のシナリオで対応可能であるのか確認し、問題点があれば改善していくことが必要である。</p>	<p>今後、訓練実施時期に併せて順次学校関係者及び災害協力隊等で構成する実行委員会において訓練内容を協議し、その中でペットの同行避難訓練についても検討していく。また、ペットの同行避難訓練に関して、訓練会場となる学校の承諾が得られるように働きかけていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課・生活衛生課】</p>
意見80	<p>○ペットの数量把握の必要性（P107）</p> <p>区の犬登録数は20,761匹であり、近隣4区と比較すると頭数は足立区について2番目である。</p> <p>猫は登録制度がないため正確な飼育頭数は把握できないが、一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査によれば平成28年度の犬飼育頭数が9,878千頭に対し猫は9,847千匹であることから、猫も犬と同じく2万匹前後は飼育されていると推定される。</p> <p>区における飼育犬のデータ管理システムは、汎用のパッケージシステムを採用しているが、地域や犬種ごとのデータを把握するという機能はなく、これについて現在のシステムで対応するのは難しい状況であり、ペットとの同行避難が原則とはいえ、現状では区内の地域ごとの数や犬種などの把握はされていない。</p> <p>飼育頭数が多いことが単純に避難所での受け入れ頭数に結びつくわけではないが、同行避難が原則であるといっても人が生活している体育館等には持ち込まず、ペット用避難施設を設営する必要があることを考えると、避難所管轄地域における犬の頭数、とりわけ通常のケージには入らない大型犬の数を把握し、大型犬用のケージや犬用リード、首輪などの動物用防災用品の備蓄を進めることは必要である。</p> <p>また、防災訓練を行うにあたり、地域により飼育状況に差があれば、より数の多い地域でペット同行避難訓練を行うなど、ペット防災対策の啓発などに有用ではないかと考える。</p>	<p>飼い犬のデータ管理に関しては、平成30年度に新システムを導入する予定で、新たな機能を検討している。</p> <p>動物用防災用品については、基本的に飼い主が用意するよう薦めている。しかし、避難所の運営に必要な物品であるケージ・リード・首輪は、購入し、有明防災倉庫で備蓄することとした。</p> <p style="text-align: right;">【防災課・生活衛生課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見81	<p>○飼い主に対する啓発（P108）</p> <p>平成28年の熊本地震では、避難所において、ワクチンの予防接種をされてない犬の受け入れのトラブルや飼い主とはぐれたペットが多くいたとのことである。</p> <p>飼い主が避難所へペットと同行避難するにあたっては感染症の予防という観点から、狂犬病や各種ワクチンの予防接種をしておくこと、ペットの餌は飼い主が用意していく必要があるなど、飼い主の日頃からの心構えと備えが必要となる。</p> <p>また、災害時に飼い主と離れてしまっても、札やマイクロチップ等が装備されていれば発見される可能性が高くなる。</p> <p>ペットの防災対策についての区民に対する情報発信は、愛犬手帳等パンフレットの配布、区ホームページ及び年に一度の区報への記載により行われているが、愛犬手帳は犬の登録時のみに配布、猫の防災対策が記載されたパンフレットは保健所生活衛生課窓口にあるのみ、区報への記載実績は平成28年度において1回となっている。</p> <p>このため、例えば獣医師会やペット関連のNPO等との連携により、飼い主への平時からの準備を働きかけることが重要であると考えられる。</p>	<p>ペット動物の災害対策については、区のホームページや区報への掲載、愛犬手帳を介して基本的なしつけや必要な物品等を準備するよう、飼い主に引き続き薦める。更なる働きかけとして、平成30年度からは、春の狂犬病予防集合注射を利用して、リーフレットを配布し周知に努める。</p> <p style="text-align: right;">【防災課・生活衛生課】</p>
意見82	<p>○街頭防犯カメラの設置にかかる費用負担軽減の周知の徹底（P110）</p> <p>区では、区ホームページ、生活安全ガイドブック、便利帳の他、年2回開催される生活安全対策協議会、年1回開催される防犯パトロールリーダー研修会において、町会等や商店街に対し、街頭防犯カメラの設置を呼びかけることにより普及を図っているが、設置費用の一部を設置者が負担することが普及の障害の一因となっていた。</p> <p>しかし、平成29年度から平成31年度までの3年間は設置者の費用負担額が大きく軽減されていることから、生活安全協議会や防犯パトロールリーダー会議に出席していない町会等や商店街に対する周知が不十分となる可能性がある。このため、区は、未整備の町会等や商店街に個別に街頭防犯カメラの設置費用の負担が軽減された旨の案内を配布する等の直接的な働きかけをすることにより、周知を徹底することが望まれる。</p>	<p>引き続き、区ホームページ、生活安全ガイドブック、便利帳の他、年2回開催される生活安全対策協議会、防犯パトロールリーダー研修会、その他会議・研修会等において周知を行っている。今後とも幅広く各地域団体への周知や働きかけを行い個々の団体においても要望に応じて説明会を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見83	<p>○街頭防犯カメラの設置率の低さの原因説明（P110）</p> <p>現在、区の街頭防犯カメラの設置率は20%から30%台と低くとどまっているが、その要因の一つとして、設置や更新にあたり設置者に費用負担が発生することがある。また、その他にも、プライバシーに対する配慮などにより地域内の合意形成が困難である場合等の要因も考えられる。</p> <p>区は、江東区防犯カメラ整備事業の効率的な推進のため、街頭防犯カメラの設置を申請しない町会等や商店街に対し、何が街頭防犯カメラの普及を妨げているのかをアンケート調査などで把握し、阻害要因を取り除くよう努める必要がある。</p>	<p>防犯カメラ設置費用負担やプライバシーに対する配慮など、適正な運用を図るため江東区防犯カメラ整備事業補助金交付要綱に基づいて行っており、東京都と連携をしながら費用負担など必要の都度同要綱の内容を改正している。適正な運用を推進するために同要綱に定めている要件に適合するよう個々の相談を受け、また説明会を行い普及を妨げる要因を確認しながら街頭防犯カメラの普及に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見84	<p>○目標達成の時期と測定可能な達成指標の設定（P111）</p> <p>街頭防犯カメラは本来であれば、区内全域に設置されることが望ましい。区では、街頭防犯カメラ整備事業については、「広く普及させることで安全なまちづくり」をすることを目標としている。</p> <p>しかし、「広く」の概念は曖昧でどの程度まで区内に普及すれば事業の目標が達成されたと言えるのか不明であり、また達成目標時期も定められていない。設置地区数は申請主体ごとに集計しているが、申請主体が複数で連携し、あるいは町会等と商店街が連携する場合や、町内会等が設立されていない地域もあることから、各町内会等や各商店街のカバーする範囲を基礎としながらも、目標達成の度合いが測定可能なように地域割りを決め、具体的な目標を定めると同時に、目標達成時期と達成プロセスを明確にする必要がある。</p>	<p>防犯カメラ設置については、地域の住民の合意形成がなされていることが要件の一つにある。地域の合意形成等が重要であることから安易に目標達成時期を設定するのは難しいと考えており、今後も個々の相談を受けながら、地域団体からの要望に沿った設置の推進を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見85	<p>○自動通話録音機設置促進事業の効果の測定（P113） 自動通話録音機設置促進事業の目的は特殊詐欺の防止である。しかし、区は、その設置による防止効果の測定を実施していないことから、効果測定を行う必要がある。 区は、自動通話録音機の効果測定した結果、効果があるならば事業を拡大し、効果がないと判断するのであれば現在保有する機器の配布が終了次第事業を終了する等の対応が必要である。</p>	<p>平成30年度にアンケートの実施等を予定している。平成31年度の事業計画及び予算要求の際に、効果検証を含めて対応していく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見86	<p>○自動通話録音機の柔軟な貸与（P114） 区では、平成28年度に購入した600台の自動通話録音機のうち、平成29年9月末の時点で2/3に近い380台の在庫があることから、平成29年度では当該事業には予算を付していない。 区に補助金を交付している東京都が都民に公開している自動通話録音機貸与の案内では、自動通話録音機の貸与制度を利用できるのは「都内にお住まいのおおむね65歳以上の方が居住する世帯で、居住者が機器の設置を希望している世帯」としている。しかし、区は、警察と連携し、「緊急性及び危険性が高いと判断した場合にのみ」貸し出している。貸与の目的が被害防止であることを考えれば、希望する区民に対し貸し出す必要がある。また、区の貸与可能な自動通話録音機には限りがあるため、同種の機器は区とは異なる仕様であるものの市販されていることを周知させることも一つの方法である。</p>	<p>平成30年度以降に貸与するため、自動通話録音機を新たに600台を購入している。貸与基準である「区内在住の原則65歳以上の区民の方で、被害にあふ緊急性及び危険性が高いと判断した場合」を継続しながら、市販されている同種の機器の紹介をあわせて行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見87	<p>○江東区地域安全のつどいの周知（P115） 区はこの事業に関して60万円の負担金を防犯協会に拠出し、区ホームページに概要を記載しているが、それ以外には積極的な活動は行っていない。 防犯活動の一環としての事業であることから、より拠出の効果上げるため、当該つどいに参加しなかった者に対しても講演の内容を広く周知することが望まれる。例えば、平成29年度の開催であれば当日発表された振込詐欺被害防止ソング等について、インターネットリンクを付すことにより視聴可能にするなどにより、その内容を周知することが考えられる。</p>	<p>これまで、関係者に対し広く参加を呼びかけてきているが、これからも積極的に啓発広報していく。振込詐欺被害防止ソングはいまだ完成に至っていないことから、完成次第インターネットリンクに付すことを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見88	<p>○事業報告書の入手と事業の効果の検証（P115） 区では江東区地域安全のつどいの分担金を拠出し、収支報告の提出を受けることにより分担金が適切に支出されていることを確かめているが、拠出に見合う成果があるのかを、区として検証することが望まれる。また、事業内容のわかる事業報告や参加者人数等のデータを蓄積して経年比較をすること等によりマンネリ化の防止にもつながると考えられる。</p>	<p>防犯啓発活動については、江東区地域安全のつどいを含めて、多方面からの呼びかけや情報発信などで、区民に防犯意識を持っていただき被害の未然防止等の効果につながっているものと考えており、区の刑法犯認知件数も減少しているところである。マンネリ化防止の為、区内各警察署及び各防犯協会と連携し、幹事警察署を交代しながら実施している。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見89	<p>○防犯パトロール団体の増加と更なる活性化のための施策（P117） 平成28年に江東区内における刑法犯認知件数は、特別区の中で、多い方から数えて10番目である。この3年間で件数は減少傾向ではあるが、依然として5,000件近い犯罪が発生していることから、地域防犯の向上に取り組むとともに、防犯パトロール団体の登録数の増加や更なる活動の活性化が必要である。 現在区では、防犯パトロール団体を増やすための活動は、従前から生活安全対策協議会を通じての働きかけや区のホームページでの案内、区の防犯担当が町会等に出向いたときに個別に案内するほか、生活安全ガイドブックや区報掲載により広報している。 一方で、防犯パトロール団体数の増加と活性化について、他自治体の成功事例を参考にすることも考えられる。例えば埼玉県では、自主防犯活動団体の登録数の増加と活性化により治安の向上に成功している。 このような事例から、刑法犯認知件数の減少と自主防犯活動団体の増加と活性化には相関があることが推察できることから、区も防犯パトロール団体の登録数を増やし、また活性化させることができれば、より一層刑法犯認知件数の減少が期待できると考える。</p>	<p>江東区の防犯パトロール団体については、主に町会会館、自治会会館、小中学校などパトロールの拠点となる施設が身近にあり、それぞれが同拠点を活用しながら実施している。登録数も年々増加しているが、パトロールを行う区民の高齢化などの問題点もあることから、地域の安全安心のため若年層の参加など幅広く同事業を周知し引き続き支援を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>

平成29年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見90	<p>○区報掲載の頻度と内容の充実（P119）</p> <p>区民の防犯意識を高めるため、広報の頻度および記事の内容を更に充実することが考えられる。例えば、区民の防犯意識を高めるためにもう少し防犯関連記事の記載を増やし、警察等との連携によりタイムリーに公表可能な、区内で最近発生している犯罪事例や件数等、江東区地域安全のつどいの開催内容を掲載することが考えられる。更に、自動通話録音機についても、その存在や市販されており家電量販店やインターネットを通じて容易に購入できることなどを広報することは防犯上の意味があると思われる。</p>	<p>防犯に関するタイムリーな内容を今後も区報やホームページ等で積極周知していく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見91	<p>○防犯のための広報活動としての動画の積極的な活用（P119）</p> <p>区民に対しより一層の防犯対策を高めるためには、文字や言葉よりも映像で伝えた方が印象に残ることから、防犯のための広報活動として動画を活用することも考えられる。現在、区では、動画の活用としては、町会等の要望に応じて年1、2回開催される防犯講話の中で東京都が作成したDVDを流しており、このことは来場者に対しては効果があるが、より多くの人に届けるためには、広報広聴課と連携してインターネット上で配信する方法が良いと考えられる。映像の配信には特別なサーバーが必要になり、自前で確立するのは難しいと思われるが、動画共有サイトを使用することが考えられる。動画共有サイトには公式チャンネルの機能があり、この機能を使えば実質的に区独自の動画配信サーバーを立ち上げたのと同様の効果が得られ、既に全国で多くの自治体を実施している。</p>	<p>区役所2階や各階エレベーターホールに設置の画面での動画による啓発を続けていくとともに、ホームページにおける防犯に関する動画配信等について、今後検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
意見92	<p>○小学校通学路防犯カメラの定期的な点検について（P122）</p> <p>平成26年度から小学校通学路に1校あたり5台の防犯カメラを設置しているが、これについて定期的な動作点検がされていない。通学路防犯カメラは、事故等があった場合にカメラ内のSDカードまたは登録されたPCからデータを入手する仕組みであることから、現状の定期点検がない状態では実際データを入手しようとしたときまで、不具合が発見されない可能性がある。</p> <p>防犯カメラの再生が必要な事故が発生して初めて当該防犯カメラに不具合が発生していたことが判明したということがないよう、必要なときに防犯カメラが必ず再生可能な状態に維持するために、学校保健安全法に基づき各学校で毎年実施している施設点検等により定期的な点検、動作チェックを行うなどの対応が必要である。</p>	<p>定期点検を実施する方向で検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【庶務課】</p>